



安曇野（編集部）

## 目 次

座談会 「地域おこし協力隊」の現状と課題 …………… (4)

司 会 秋山 満  
報 告 鈴木 清  
コメント 谷口信和

米の2018年問題と財政構造  
神山安雄 …………… (41)

森林総研研究成果報告  
スギ材に含まれる放射性セシウム濃度を葉から推定する  
長倉淳子 …………… (52)

[時評] 現実的にどのラインを目指すか…………… (M2号) (2)

☆表紙写真 高瀬川から北アルプスを望む（長野県大町市）（編集部）  
「農村と都市をむすぶ」2018年5月号（第68巻第5号）通巻799号

## 現実的にどのラインを目指すか



小選挙区・二大政党制による政権交代を  
通じた民意の反映は残念ながら機能不全に  
陥っているようにみえる。中選挙区制の復  
活という声も聞こえてくるが、金がかかる

選挙が腐敗を生むのであり、それを断ち切るための選挙  
制度改革でもあったことから、過去への回帰は難しい。  
そうなる現状を打破するには政権与党に対峙する野党  
を再編するしか選択肢はないように思われる。

その場合、野党は現実的にはどのようなラインを目指  
すべきか。それを示すことが国民の信用・信頼を勝ち取  
るには不可欠である。空手形を切ることはできないこと  
は十分学習済みのはずである。今井貴子『政権交代の政  
治力学』東京大学出版会(二〇一八)に依拠しながら、  
英国・労働党の政権奪還時のことを考えてみたい。

ケインズ主義的な経済運営に基づく大きな政府は石油  
危機以降、行き詰まり、英国では新自由主義的な政策を  
掲げたサッチャー・保守党が長期間政権を維持した。労  
働党は選挙で敗北を続け、長きにわたって政権の座に就  
くことはできなかった。その間、世界経済は大きく変化  
し、金融のグローバル化が進展した結果、一国  
を単位とする経済政策は十分な効果を生み得なくなっ  
ていった。資本移動の自由化が進んだことで、マンデル・

フレミング・モデルに基づく国際金融のトリレンマ、す  
なわち、自由な資本移動、独立した金融政策、為替相場  
の安定(固定相場制)という三つの目標を同時に達成で  
きなくなったことが決定的であった。これは国内政策に  
も跳ね返ってくる。均衡財政、雇用の拡大、所得格差の  
是正・社会正義の実現という三つの目標の同時達成は極  
めて困難であり、このトリレンマにどう対処するかとい  
う政治選択が問われることになる。

英国・労働党は均衡財政を重視し、規律ある財政を徹  
底した。政権奪還のためには「労働党の増税爆弾」、増  
税と支出増の党」という否定的なイメージを払拭する必  
要があったということである。当時は新興の中間層が増  
大しており、その支持の調達が選挙結果を大きく左右し  
ていた。財政規律を重視する経済政策は中間層の上昇・  
安定志向に応えるものであった。しかし、これは英国が  
戦後宮々と築いてきた福祉国家を支える財源に影響を与  
え、財政支出による雇用の拡大という労働市場への働き  
かけと福祉の充実を通じた所得格差の是正にブレーキを  
かける、労働党のレーゾンデールを問う決断である。  
こちらに振れ過ぎると、党内の左派の離反が生じかねな  
い。その結果、財政出動には慎重ながらも、積極的な人  
への投資と最低限の平等化政策を通じて雇用と社会主義  
の両立を目指す、というラインが打ち出される。日本の  
「コンクリートから人へ」の政治選択はどのような政治

選択の結果だったのだろうか。なお、労働党は中間層からの支持調達を図るべくメディア対策のプロフェッショナル化を進め、選挙マーケティング戦略も展開していた。

政権奪還前に英国・労働党は、「効率と社会正義」の連結を謳った「ステーク・ホルダー社会」構想を発表するが、「増税と支出増の党」というイメージを惹起する可能性を恐れて直ちに撤回している。ミドル・イングランドと呼ばれる地域の支持、市場関係者の支持、メディアの支持を獲得するためにも、財政規律については臆病なまでに安全運転を心がけていたのである。The A policy of no change (何も変えない戦略) は財政政策と治安・犯罪対策で顕著であった。

最終的には大胆な改革を示すことなく、教育、NHS 国営医療制度、若年の就労支援の改革を保守党権への明確な対立軸としたのである。前述のトリレンマで言えば、社会正義の希求に自己規制をかけて財政規律と雇いを優先し、社会正義は就労支援、教育やNHSなどの公共サービスへの投資拡大を通じて実現するというのが打ち出されたラインであった。所得格差の抜本的な是正は公約リストに載らなかった。

政権獲得後は、就労・子育て支援を対象に、増税による再分配機能と社会的投資の強化を、低所得層に対する在職給付である税額控除などの不可視化された増税によ

る「ステルス再配分」によって達成していく。しかし、信じがたいが、中間層の支持をつなぎ止めるため、こうした再配分を政権の実績として喧伝することは回避された。一方、無過失な「子ども」を対象とした貧困撲滅は公表可であり、貧困地域で始まったこの取り組みは、後に普遍的サービスとして実施されている。こうした慎重な社会正義の実現のための施策は、選別的ながら、深刻な困難を抱えた社会階層(有子世帯、年金受給者など)の悪循環を反転させる効果をあげることになった。

だが、社会的分断の根本原因への対策は講じることができず、社会的出自に起因する技能格差は放置され、貧困の世代的な再生産は止まらず、「置き去りにされた」人々は固定化されてしまった。この社会の深刻な歪みがEUからの離脱賛成となって顕在化したのである。ニューレイバーは現実的なラインを打ち出して政権奪還を果たしたものの、結局、中間層とそれより下の階層を一体化させることはできなかった。教育や就労支援を通じた就労可能性の向上による貧困の解消や機会の不平等の是正という社会的包摂政策には限界があり、社会正義の実現は先送りされたのである。

日本ではどのあたりが現実的なラインだろうか。また、それが中期的にどのような帰結をもたらすことになるだろうか。現実的な路線を我慢して政権を奪還しに行くか、社会正義を一步も譲らないで頑張るか。(M2号)

座談会

「地域おこし協力隊」の現状と課題

**秋山** 「農村と都市をむすぶ」誌では、今年の一月号で田園回帰を取り組んできたのですけれども、その中で、地域おこし協力隊が地方の定住であったり、農村起業であったり、あるいは新規就農などで非常にめざましい成果を上げているというご報告もありました。きょうは第二弾で、地域おこし協力隊に関して座談会を開催させていただきます。



秋山満氏

最初に、総務省の地域自立応援課長の鈴木さんからご報告をいただき、その後、東京農大の谷口先生からコメントをいただきます。最後はフリーに、全員で議論をしていきたいと思しますので、よろしく願います。

それでは、早速、鈴木さん

のほうからご報告、よろしく願います。

**鈴木** 総務省の地域力創造グループ地域自立応援課長の鈴木と申します。本日は地域おこし協力隊についてということでお題をいただいておりますので、私のほうからご報告をさせていただきます。



鈴木清課長

一月号の小田切先生の回も私、拝見いたしました。私も小田切先生のご指導をいただきながら、いろいろなことに取り組んでいることも多いものですから、ほぼ、小田切先生の話に尽きているので、そのような中で皆様のご関心にお答えできるかどうかというのは、甚だ心もとないわけでございますけれども、地域おこし協力隊について所掌している立場といたしまし

# 座談会出席者

(2018年3月13日 於：農林水産省会議室)

司 会：秋山 満

報 告：鈴木 清 総務省 地域力創造グループ

地域自立応援課長

(現 総務省 自治税務局市町村税課長)

コメント：谷口信和

出席者：梶井 功、服部信司、堀口健治、神山安雄

加瀬和俊、小林信一、安藤光義

て、制度の概要と、あと、どのようなことが起こっているのかというようなことを、私が知っている範囲でお話を申し上げられればと思います。

それでは、お手元に資料を配付してございますので、順次ご説明を申し上げたいと思います。

## 地域おこし協力隊の制度と仕組み

地域おこし協力隊の制度の概要(図1)ですが、一番上から、もうご案内のとおりでございますけれども、まず一つ、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動していただくということが要件になっております。地方創生の中でも、都市から地方への人の流れをつくるといことが一つの基本目標になっておりますけれども、都市から条件不利地域に住民票を移動していただく。

次に、地域協力活動を行っていただくということが要件となっております。この地域協力活動と申しますのは、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、またそれぞれの地域の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援など、多様なものが考えられまして、それぞれの地方公共団体でご判断いただいて、地域協力活動をしていただくという形になっております。

そういったことをおおむね一年以上三年以上、取り組

## 図 1

## 地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下
- **総務省の支援**：
  - 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置
    - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限  
 (報償費等200万円(※)、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)  
 ※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)
    - ② 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
    - ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
  - 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)



んでいただいた上で、その後、もし条件が整えば、その地域に引き続き定住、定着を図っていただきたいということをご期待する制度でございます。

こちら、総務省としての支援を申し上げますと、地域おこし協力隊員の活動に要する経費として、隊員一人当たり四〇〇万円上限で特別交付税措置をしております。特別交付税措置でございますので、地域おこし協力隊を採用するときに、あらかじめ総務省のほうに採択の申請をして、補助決定をしてというような手続は不要でございます。いまして、地方公共団体のご判断で、地域おこし協力隊を採用される、それで、その方に報償費という形で人件費をお支払いになる、またその隊員の活動経費に支出をされるといふようなこと、必要なことをやっていただいて、それにつきまして、それぞれ上限を設けて、事後的に特別交付税という形で財政的な支援をさせていただくという仕組みになっております。

総務省の支援というところの一つ目の◎が、協力隊を採用した自治体に対する支援でございますけれども、二つ目の◎は、都道府県が地域おこし協力隊を対象とする研修等を実施していただきたいということで、こちらのほうは普通交付税措置でございますが、都道府県にも関与していただいて、実施をしているものでございます。

具体的に特別交付税措置は隊員一人当たり四〇〇万円

上限とありますけれども、大まかに申し上げまして、人件費が二〇〇万円、活動経費が二〇〇万円ということの基本としております。また②にございますとおり、隊員が起業されるような場合に必要とされる経費、そういったものも一〇〇万円上限で措置をさせていただいております。さらに、協力隊の募集のために募集経費がかかりますので、そちらのほうも二〇〇万円上限で交付税措置をさせていただいているという形になります。

このような仕組みをつくりました考え方でございますけれども、地域おこし協力隊と地域の住民の皆さん、また地方公共団体の三方よしの取り組みであるということのようなことを申し上げさせていただきます(図2)。

まず地域おこし協力隊になられる隊員ご本人でありまされども、自分の能力、スキルなどを生かしたいというようなことが実現できる。また、地方で暮らしたいとか、人の役に立つようなことをしたいとか、そういった願望をお持ちの方もいらっしゃいます。先日の小田切先生からのお話にもあったかと思えますけれども、特に若い世代で田園回帰の傾向もみられているということ、そういった希望を満たすことができる。

左下の、地域にとっての利点は何かと申しますと、よそ者、若者といった斬新な視点が入るといふこと。また、協力隊の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与えるとい

うようなことで、地域自体の雰囲気が変わって、そこにお住まいの皆さんが活性化するというような効果が期待をされております。

右側にまいりまして、地方公共団体にとってみますと、行政ではできなかったような、かゆいところに手が届くような地域おこし策が実現できる。また、住民が増えますので、そういったことも含めて、地域の活性化につながるというようなことで、隊員ご本人、地域の住民の皆様、地方公共団体、それぞれにいいことがあるという仕組みとして運営していただきたいというのが、国としてのアイデアでございます。

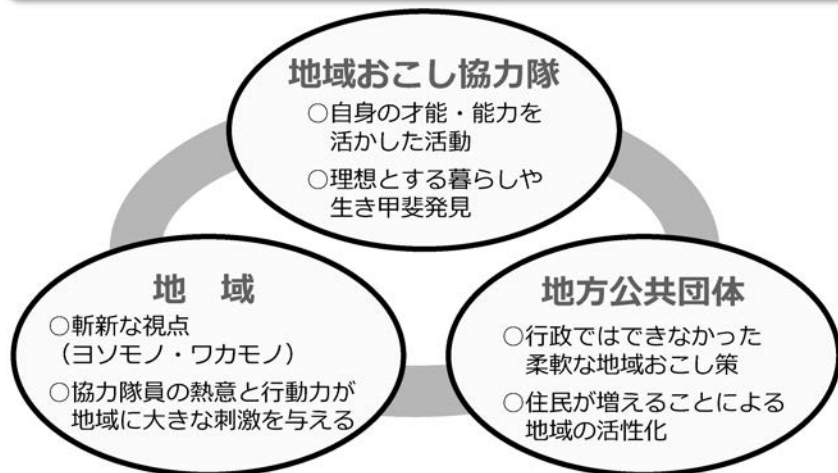
### 地域おこし協力隊の実績と地方定住の動向

この協力隊制度ですけれども、表1をご覧ください。平成二一年度から実施をしております、最初の年は、受け入れをしていたいただいた団体も三一団体、隊員数も八九人というところで始まったわけでございますけれども、平成二八年度には三、九七八人ということで、四、〇〇〇人に近くなっております。また括弧内にございます、農水省で取り組まれております地域おこし協力隊、旧名称「田舎で働き隊」の皆さんも含めますと四、〇〇〇人を超えているというようなことでございまして、かなり増えてきたということで、注目をされております。特に

図 2

## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



まち・ひと・しごと創生総合戦略では、平成三二年度、〇〇〇人を中途に拡充をしようということによってKPIを掲げて取り組んでいるわけでありませうけれども、それを若干前倒しで達成をしたということになっております。

隊員の属性でございませうけれども、約四割が女性でございまして、約七割が二〇歳代と三〇歳代ということになっておりまして、こちらも特に若い世代での田園回帰の趨勢というのがあらわれているかもしれません。

地域おこし協力隊の皆さんですけれども、任期を終了した後、引き続き定住、定着を図っていただくということで、その状況を調査しております(図3)。

平成二九年三月三十一日までに任期終了した隊員について調査をいたしましたところ、任期終了した隊員が累計で二、二三〇人おられました。属性は大体先ほど申し上げたとおりであります。任期終了後、同一の市町村内に定住されていた方と、近隣の市町村内に定住されていた方、合わせまして六三%の方が同じ地域に定住をされていたというところであります。こちら、二年前に調べましたときには五九%でございましたので、微増という形でございました。定住者の男女比につきましても同様で、約四割が女性ということになります。

同一市町村内に定住をされた一、〇七五人のうち、ど



表 1

**隊員数、取組団体数の推移**

⇒ 28年に3,000人、32年に4,000人  
を目標に拡充!

平成28年(H.28.1.1~12.31)に活動した隊員数:

**4,158人 (863団体) (前年比 +1,415人、+203団体)**

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数: 3,938人

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,511人 (1,629人)	2,625人 (2,799人)	3,978人 (4,090人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※隊員数のカッコ内は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118人、27年度:174人、28年度:112人)とあわせたもの。

**隊員の約4割は  
女性**

**隊員の約7割が  
20歳代と30歳代**

**任期終了後、約6割が  
同じ地域に定住**  
※H29.3末調査時点

**定住者の起業・就業・就農動向**

のような職業に就かれているかということ調べたのが右下でございまして、約三割の方が起業をされているということで、起業された方が二年前の前回調査時に比べて、一七%から大幅に増加したということがございました。

起業された方がどんなことをされているかというと、飲食サービス業が一番多くなっており、古民家を活用したカフェ、農家レストラン等をされています。また、パン屋さんというのも結構多いです。ゲストハウス、農家民宿をされている方も結構いらっしゃいます。あと観光でありますとか、こちらに書いてあるとおり、それぞれのスキルを生かした起業をされているということかと思えます。

一方で、就業されている方については、観光関係、地域づくり・まちづくり支援関係、あと農業法人、森林組合等も多く就職をされています。

図3の右下の円グラフをごらんいただきますと、就業等ということで黄緑色であらわしておりますけれども、一五二人、一四%というような割合になっているところでございます。

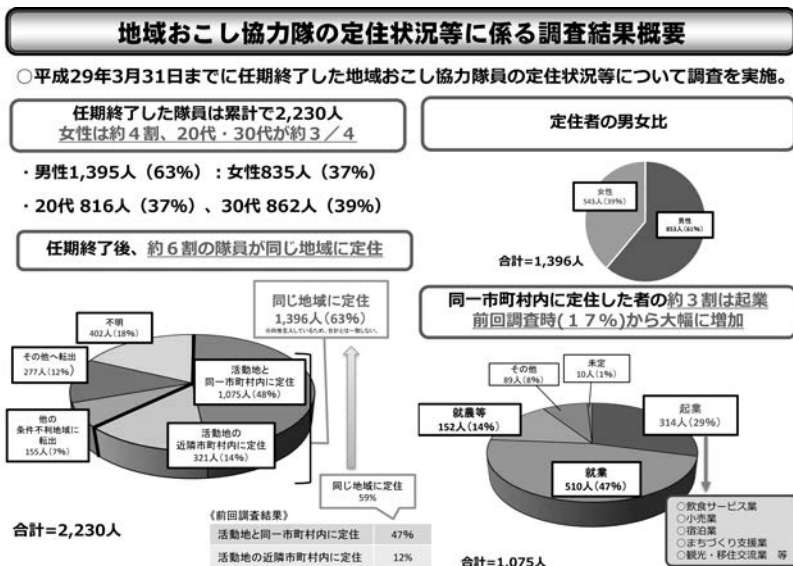
## 地域おこし協力隊へのサポート体制

地域おこし協力隊につきましては、先ほどの特別交付税措置に加えて、地域おこし協力隊の制度周知、隊員の掘り起こしや、任期途中の研修等、あるいは相談体制の整備、そういったことを総務省で行っております(図4)。

ここにありますとおり、地域おこし協力隊全国サミットを毎年開催し広く制度の周知を行っております。初任者研修は主に一年目の隊員の方を対象とした研修。ステップアップ研修は二年目、三年目の方を対象とする研修でございます。また、起業・事業化に向けた研修会も開催しております。そういったことも踏まえて、「連動」という矢印がありますけれども、地域おこし協力隊ビジネスアワードというような取り組みもさせていただいております。

一番下ですけれども、地域おこし協力隊サポートデスクというのがございます。地域に入られる際には、初めての一人暮らしというような方もいらっしゃいます。地域の方との人間関係に悩まれる方もいらっしゃいますので、そういった場合にご相談いただけるような電話、メール、対面での相談に応じることができるようなサポートデスクも設けているところでございます。

図 3



初任者研修、ステップアップ研修等(図5)につきま  
しては、制度創設当初は国の直営でやっていたいは事足り  
たわけなのですが、最近、四、〇〇〇名というような隊  
員数になってまいりますと、なかなか行き届かないもの  
ですから、各地域での研修会の充実に向け、都道府県の  
皆さんにも研修をしていただきたいというようなことで  
お願いしております。熱心に取り組んでいただいでい  
るところもございます。県単位で研修等開催いたします  
と、その県内にいる隊員の皆さんが一堂に会するという  
機会となり、いつも一人でちょっと孤独を感じながら活  
動されている方が、仲間がいるというようなことで、交  
流の場にもなりまして、大変意味のあるものだと思います  
ので、研修会の充実について、県の皆さんにお願いを  
していくというようなことを考えているところでありま  
す。

次に、先ほどお話をいたしました協力隊サポートデス  
クについてです(図6)。専門の相談員を協力隊のOB  
・OGの方をお願いいたしまして、相談窓口を設けてい  
るものがございます。

右側にごさいますけれども、一年半ぐらいの間に一、  
五〇〇件以上の相談をいただいでいるところございま  
す。この相談は、実は協力隊の方だけではなくて、自治  
体関係の方もかなり悩んでおられまして、「どうやって

図 4

地域おこし協力隊の推進について		H30予算案 1.4億円
<p>○ 制度創設から10年目を迎える地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・地方公共団体双方への研修の充実等により、隊員の円滑な活動を支援し、地域への人材還流を推進。</p>		
制度周知・隊員募集	隊員活動期間中	任期後
<p>■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域おこし協力隊や地方公共団体関係者ほか広く一般の方の参加も得て「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供。</li> <li>・平成30年度は、地域おこし協力隊制度創設から10年目を迎えることから、協力隊のなり手の更なる掘り起こしや情報発信、人的資源である協力隊OB・OGのネットワーク化を目的として開催。</li> </ul>	<p>■「初任者研修会」、「ステップアップ研修会」及び「地方公共団体職員向け研修会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者向けの「初任者研修会」や2～3年目の隊員が、より効果的な活動へのステップアップを図るための研修会など、それぞれの段階に応じた研修を実施。</li> <li>また、地方公共団体職員向け研修会も開催。</li> </ul> <p>■「起業・事業化に向けた研修会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて起業を目指す隊員が起業・事業化に向けた知識、ノウハウを身につけ、ビジネスプランを作成する研修を実施。</li> </ul>	<p>起業・定住</p> <p>地域への 人材還流を 推進!</p>
<p>■「制度説明会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3大都市圏をはじめとする都市地域において制度を発信するとともに隊員の人材を掘りおこしを図るため、「制度説明会」を開催。</li> </ul>	<p>■「地域おこし協力隊「ビジネスアワード事業」の實施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現役隊員、OBから広く提案を募集し、隊員の創意工夫によるビジネスプランの磨き上げを実施。</li> <li>優れたビジネスプランについては、現地において専門家によるサポートを強化。</li> </ul>	
<p>■「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域における受入・サポート体制の整備と併せて、隊員や地方公共団体からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において、隊員や地方公共団体担当者に対して効果的なアドバイスを提供。</li> </ul>		

※この図が、地域おこし協力隊制度を幅広く発信する3大都市圏における広報を実施

図 5

### 各地域での研修機会の充実を

- 総務省主催による初任者研修やステップアップ研修、受入自治体向け研修のほか、都道府県単位又はブロック単位でも同様に各種研修等を実施している例もある。
  - 隊員の円滑な地域協力活動の実施や任期終了後の定住・定着の支援に加え、**隊員同士の交流の機会**を確保する観点からも、こうした研修等をさらに充実させていく必要がある。
- 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置  
(平成28年度から)

図 6

### 地域おこし協力隊サポートデスク事業

- 地域おこし協力隊員の地域での活動が円滑に行えるよう受入・サポート態勢を支援  
「移住・交流情報ガーデン」内に相談窓口を開設（平成28年9月27日開設）

#### 事業内容

- 地域おこし協力隊員や受入自治体からの相談に一元的に対応できる  
「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設。

- 専門の相談員を配置し、隊員や自治体担当者から対面のほか、電話やメールでの相談・問合せを受け付け、効果的なアドバイスを提供。

- 全国の地域に共通する課題に対する経験やノウハウを共有化し、解決を後押し。

- 専門の相談員（協力隊員OB・OG）5名（うち女性2名）でサポート。

#### 地域おこし協力隊サポートデスクの相談対応状況

（平成28年9月27日～平成30年1月31日・営業日409日間）

#### 相談件数

合計	1,687件
・ 電話	1,194件
・ 電子メール	356件
・ 来訪（対面）	134件
・ 出張	3件

#### 相談者区分

・ 自治体関係者	789件（46.8%）
・ 地域おこし協力隊員	687件（40.7%）
・ 協力隊希望者	84件（5.0%）
・ その他	127件（7.5%）

受け入れていいかわからない」とか、「隊員がこういうことをおっしゃるのだけど、どう対応したらいいのだろうか」とか、やはり現場においてはいろいろな試行錯誤があり、そういったところのコミュニケーションでボタンの掛け違いが生じますと、活動自体もなかなかうまくいかなくなるというようなこともあるものですから、こういう相談をしていくということも重要であります。また、協力隊のOB・OGの方にも相談員をお願いしているので、どのように地域に溶け込めばいいのかとか、そういうことについてもOB・OGの方からお話をいただくということは大変有効かなと思っております。

このサポートデスクについては、東京で電話、メールを中心に相談に応じるということをやっているわけですが、けれども、県単位でのネットワークができますと、比較的顔がわかる間柄で相談等を行うことができるということも考えられますので、そういった意味でも、先ほど申し上げましたように、県の単位で研修をしていたかどうかというようなことが今後、有効になるのではないかと考えているところがございます。

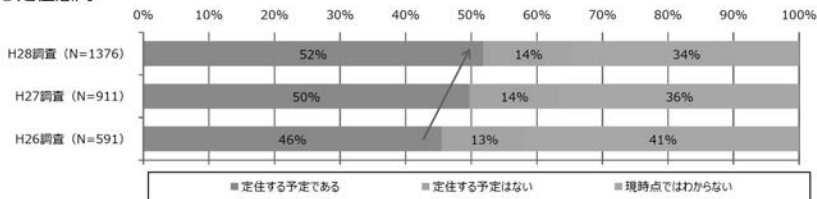
### 協力隊員の定住・仕事への意向動向

隊員の任期終了後の意向については、図7のとおり、最近、隊員の皆さんが起業を望まれる割合がふえて

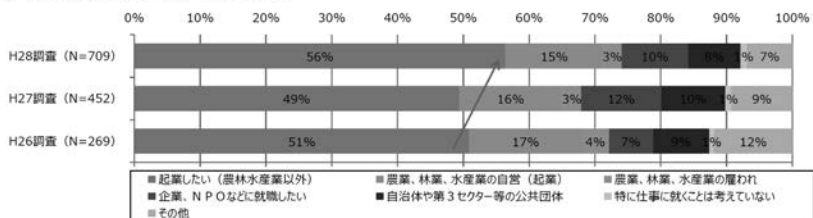
図7

## 隊員の任期終了後の意向

### ○定住意向



### ○(定住予定の場合の)仕事の意向



(出典) 移住・交流推進機構「平成28年度JOIN地域おこし協力隊アンケート」

きています。毎年、一般社団法人 移住・交流推進機構（JOIN）が定点観測的にアンケート調査をしているのですけれども、定住意向については微増傾向であります。最初から定住する予定で入っていますという方が半分以上いらっしゃいます。その場合に、定住予定の方に仕事はどういうものをしたいですかといったときに、起業を希望される方がやはりその半分ぐらいいらっしゃるといような状況でございます。

### ビジネスアワード事業と採択事例

そういったことについても支援をしていかないといけないということ、起業・事業化に向けた研修とビジネスアワード事業があります。今年度、こういうことをやったかといいますと、起業・事業化研修については、ビジネスプラン作成、そのブラッシュアップということで、宿泊研修を、一カ月、間をあけて、二回実施をしております。研修の成果を踏まえて、ビジネスアワードにも応募をいただけるというような形にいたしました。ビジネスアワードで採択された方には、さらに現地において専門家によるサポートを受けることができるというような事業を実施しました。

まさに明日、このビジネスアワードの事業報告会があるのですが、今年度、選ばれた方が四人いらっしゃいま

す。北海道の弟子屈町でワインをつくると、日本最東端のワインになるのだそうです。そういったことに取り組みたいというようなことをおっしゃっている隊員の方。また、山梨県の笛吹市の方ですけれども、国産のマスタードをつくりたいというようなことで、これは私も存じ上げなかったのですが、ワインの産地は大体マスタードの産地であると。ディジョンというのはブルゴーニュにあるのだとおっしゃって、笛吹はワインの産地であるので、そこでマスタードをつくるということを考えたかた。酢には、未熟ぶどうの果汁がさわやかな酸味があるということで、そういったものも活用してやりたいというようなことを考えておられるという、おもしろい取り組みかなと思っております。

地域おこし協力隊は農業ばかりやっているわけではございませんで、備前市の方は備前焼を中心にした起業をしたいと。今治市の方はイノシシの骨を使ったラーメン屋さんを開業したいというようなことでございます。今治市での専門家によるサポートとして、有名なラーメン評論家の方を派遣いただき、意見を聞くことができたというところでございまして、明日、どのような報告があるか、楽しみです。この隊員自身が有害鳥獣駆除にかかわっております、狩猟免許をもっております。肉はハムにしたり、チャーシューにしたりして売れるのですけ

れども、骨が残るということで、それをスープにするということを考えていた。しかも、これはご存じのとおり、愛媛県今治の大三島でございますので、伯方の塩の工場があって、さらにレモンの産地であるということで、塩豚骨で、レモンもちょっとアクセントにしたというラーメンでございます、私もまだ食べたことがないのですけれども、おいしそうですね。

### 起業支援としてのクラウドファンディング事業

起業される隊員の方を支援するためにクラウドファンディングの仕組みというものも運用しております(図8)、これはふるさと納税を活用いたしまして、協力隊の起業を支援しようという取り組みでございます。協力隊が起業したいといった場合、地方公共団体がその支援をするわけでありませうけれども、その地方公共団体の支援金、補助金の財源にふるさと納税を充てるという考え方でございます。したがって、プロジェクトの応援者、これは全国の国民の方でありまして、そこから右に寄附金という矢印が来ております。これがクラウドファンディングを通じてふるさと納税、そのふるさと納税を財源として、地方公共団体が寄附者に対して補助金を歳出するという仕組みをつくっております。

これまで何件か、成功したプロジェクトがございます

図 8



て、先ほどご説明申し上げました今治市の猪骨ラーメン専門店につきましても、開業経費として四〇〇万円を目標にクラウドファンディングをいたしましたところ、一〇〇%達成をしたと。左側は、同じく愛媛県なのですけれども、西予市の重伝地区にある建造物で、昔、喫茶店をやっていたところでカフェバーをやりたいということで、三〇〇万円の寄附を募りましたところ、三六〇万円集まったというふうなことでございまして、全国から趣旨に賛同して、寄附が集まるということも起こっているところであります。

### 地域おこし協力隊の具体的取り組み事例

以下、幾つか具体的な取り組み事例としてご紹介してまいりたいと思いますけれども、特に農業以外に協力隊が取り組んでいるものについて、代表的なものをざっと申し上げます。宮城県の丸森町のように、移住・定住サポートを行っているという隊員がかなりいらっしゃいます。自らも移住しておりますので、移住者の視点でPRができるというふうなことが重宝がられているというところでございます。群馬県富岡市は、観光客のおもてなしです。富岡製糸場もございまして、観光客のおもてなしをする隊員と、養蚕業に従事する隊員とで活動されています。三重県尾鷲市ですけれども、女性の方が、鮮魚

を軽トラで移動販売するとか、あるいは通信販売をするというような会社を立ち上げられて、主に漁港の女性を雇用するなど、地域資源を活用した女性の活躍の場を創出しているというふうな例です。あと、愛知県新城市もツーリズムです。滋賀県の東近江市は木地師の伝統の継ぎです。こういった伝統を承継する人がいなくなってしまうところでも弟子入りの方も結構おられます。兵庫県朝来市は、こちらも狩猟による有害鳥獣駆除を隊員の方がやっておられる。その肉の加工や販売施設の運営等もやっていますというふうな取り組みです。このような取り組みも結構全国的にございますが、実は私、平成一四年と一五年ごろ、栃木県庁におりまして、有害鳥獣駆除の担当をしておりました。当時は宇都宮大学の先生にご指導いただいたいて、サルをどのように追い払うかだとか、イノシシ、シカの個体数管理とか、そういったことをやっていたのですけれども、有害鳥獣駆除というのは、特にサルの場合、秋から冬にかけて、柿を取り残さないと、なるべくサルを里に近づけないような工夫が必要だったり、田んぼとか畑の回りを刈り払うだけでもイノシシが出てこなくなったりとか、昔は当たり前に里山の管理として藪を刈っていたのを、刈らなくなったのでというふうな部分があるので、地元の方を巻き込んだ形でない、なかなか有害鳥獣対策はできないです。宇都



宮大学の学生さんとかと一緒に地域に入ったたりしていたのですけれども、皆さん、元気がなくなっていました。

当時、もう十何年前ですけれども、どうせサルにとられるんだとあきらめている感じで、なかなか元気が出ていなかったなど。それが、先ほど三方よしという話の中で少しお話ししましたが、こういう若い人が入ってきて、新しい動きが出てくることで、地域の皆さんが変わる、地域の皆さんがやる気になる、というようになる、本物の取り組みになるのではないかなと思っ、今、して、当時、私が十数年前にできなかったことを、今、隊員の皆さんがやっておられるのだなと思うと、大変すばらしいなと思います。また、当時はジビエとして肉を使おうといっても、かなり規制が厳しくて、どうせできませんよという感じだったのですけれども、そういったことも多分、衛生行政のほうも歩み寄ってきたのか、積極的にそういう肉を使うということもできるようになってきています。大分世の中も変わってきたかなと、感慨深いものがございます。余談でした。

山口県防府市は藍染めです。これも伝統産業ですけれども、こういったことに取り組んでおられる方もいらっしゃいます。また、整体師とか、フィットネススクラブのインストラクターの資格を持っているというような方が入られますと、お年寄りの介護防止の運動とか、そういう

ったことをされて、結構重宝がられるという例もみられております。熊本県菊池市の方はそういった活動をされている中で熊本地震が起りまして、避難所において身体のケアなどで活躍されたということで、地元で感謝されたというように聞いております。

奈良県川上村では、ダム湖でエコツーリズムをやるとか、いろいろな取り組みをされております。また、特産の吉野杉を活用いたしまして、隊員の方が家具をつくっておられます。これがいろいろなデザインコンペで受賞をされていまして、この間、林野庁長官賞を受賞されたというように聞いております。受賞された方はアイルランドで技術を学んでこられたらしいのですが、吉野杉がとでも適しているというようなことで、惚れ込んで、できればここで暮らしたいというようにおっしゃっている方でございます。

石川県輪島市の方ですけれども、こちらの方は、農家でいろいろなことをやりながら、地域に溶け込まれた結果、里山をまるごとホテルにしようというような取り組みを発案されました。これは、「みんなの夢AWARD」というのが毎年ありますが、その中でファイナリストとして選ばれて、全国五〇〇人の中で準優勝された。このプロジェクト自体は民間企業様からの出資も受けて、この四月から無事開業にこぎつけられるということで、

業を一つ起こされたというような形でございます。協力隊として、地域のごはんとか、そういった新商品の開発なども行いながら、地域の方々と信頼関係を築いてこられた結果として、こういった里山まるごとホテルというような取り組みに結実をしたというような例かなと思っております。

### 岡山県美作市の地元受入へ向けた取り組み

最後にご紹介するのが岡山県美作市の事例でございます。まして、実際、私自身もご本人からお話を伺ったので、ご紹介をさせていただきたいと思えます。この隊員の方は、上山集落という棚田が有名だったところに入られたのですけれども、その棚田が二〇〇八年の段階で耕作放棄の状態となりすっかり荒れてしまいました。そこが二〇一五年にはほぼほととの光景に戻っているということが起こっている集落であります。

この集落には棚田団というものがあるのですが、それは、この集落に、シニアの方で移り住まれた方がおられて、水路の管理とか草刈りなどを大阪に住む息子さんに手伝ってもらっていたのですが、高齢化等により集落の水路管理もままならなくなってきたと、そこで息子さんが大阪の仲間に協力を求めたところ、それは面白いではないかというようなことになって、水路管理のみならず

棚田を復活させようというようにすることで棚田団というのをつくられたそうです。そういったものに協力隊も参加をしていこうということで協力隊を採用され始めたという聞いております。協力隊の皆さんはオレンジ色の服を着て作業をしており、これは地域の人たちに受け入れられるために目立たねばならないということで、そういう服装をしてやりましたということもおっしゃっています。

以前の職歴ですが、この方は大学生をされていまして、大学を休学して隊員として着任をしたと。農村の関係を研究していたので、現場を知らねばということもあったようでございます。任期中、どんな活動をしていったのかといいますと、その集落のニュースを新聞にして、全戸に直接配布をするというようなことを通じて、とにかく住民とコミュニケーションをとるということをやりました。彼は「出会い仕事」といっているのですけれども、頼まれた仕事は断らずやるというようなことをやりました。あと、集落の人と会うと必ず挨拶をするということで、車をとめて、窓をあげて、おばあちゃんと話をするということをしたとおっしゃっております。

やったことは、棚田再生のための草刈りや伐採なのですけれども、ひたすら草を刈っていたということです。そうこうするうちに、地区内のイベントに参加したりと

か、盆踊りを復活させたりとか、あるいは獅子舞など、伝統文化を継承するような活動にも発展をしてみたというところで、「四〇〇年も前から続いていた獅子舞がなくなっただよね」と、寂しそうにお年寄りたちがおっしゃっているのを聞いて、「これは復活させよう」と、見よう見まねで始めてみましたというようなことが復活につながっていったということでもあります。また、新規移住者のために古民家を改修したりとか、外部から中高・大学生を受け入れたりというようなことも徐々にするようになったということでもあります。

起業したり、就業したり、今はNPO法人等を立ち上げておられるのですけれども、そういった起業・就業の決め手とは何ですかといったら、当初は定住までは意識していなかったということだったのですけれども、お世話になった地域の方や、移住者のお仲間に対して何か残したいと思うようになったためというように語っておられます。

あと、地域の内外から、「どうせ三年でいなくなるんだろう。補助金が切れたら終わる」といわれて悔しかったからということもおっしゃっています。実は、「地域おこし協力隊として参りました」と地域に入ったのですが、彼の言葉をかきますと、地域の方々は別に地域をおこしてもらいたいとは思っていなかった。「じゃあ、や

ったら？」という感じで、とても冷めていてびっくりしたと。どうしようかと思ったというようなことを、今になっては笑い話として聞かせていただけるわけなのですが、話も、話を聞いていると、かなりつらい思いをされています。「どうせ三年でいなくなるようなやつ新聞なんか要らない！」といって投げ返されることもあったと。

そのような中、どうやって就業にステップしていったのかということが最後の欄にまとめてございますけれども、三年間はひたすら草刈りをしつつ、交流をやったと。

四年目から、復学をしないといけないということで、大学に通いながら集落の活動もされたようなのですけれども、逆にこの間、「おまえ大丈夫か？」と、集落の人から心配されて、応援をしていただけというようなこともあったようです。そういった中で、高齢者の方で、介護保険がきかない仕事というのが結構あると。庭の草を刈ってくれとか、庭の木が大きくなり過ぎたので切り倒してくれとか、そういったことを請け負うようになって、それが小商いといいますが、収入になってきていると。したがって、今は再生した棚田で農業を行いつつ、高齢者からの細々とした用事をするというようなことで生計を立てておられると同時に、NPO法人からの報酬で暮らしておられると。農業としては、酒米を契約

栽培していると。あとニンニクも栽培して売っているというようにおっしゃっていただきました。

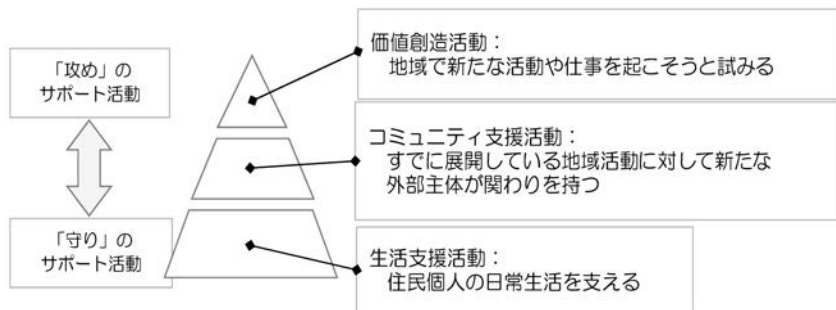
また、刈った稲を干す、はぎ干しというのですかね。やはり見せるということが重要だということで、あえて形を意識してやっておられます。オレンジ色の服を着たりとか、そういったこととともに、地域の皆さんを元気づけるような効果があったのかなという気がいたしております。

このほか、棚田を電気自動車が走っています。棚田という非常に移動が難しいところに高齢者がたくさんいらっしゃる。そういうところで、こういった小型モビリティがどの程度使えるのか、トヨタ自動車が社会実験的なことを行う際に、彼のNPO法人とコラボをするというような形の事業もされているということで、かなり大きなプロジェクトだと聞いておりますけれども、そういった実験の場にもなっているということでございます。

### 起業の三つのプロセス

私のほうから教訓めいたことは申し上げられないのですが、けれども、法政大学の図司先生に、プロセスについてアドバイスをいただいたときにお示しをいただいた図なのですが(図9)、三角形の絵が、ございます。住民個人の日常生活を支えるというような活動があって、その上

図9



(抜粋) 図司直也 法政大学教授 「地域おこし協力隊の活動と「起業」「継業」へのプロセス」

に、そういったところでかち得た信頼を基礎にコミュニティの支援をし、その上に自分の起業とか、自分の活動ということができてくるというような、こういった流れがあるのではないかとのお話をさせていただいております。

実際、そんなことが起こるのかというのは、正直聞いていて半信半疑なのですけれども、「この田んぼ、誰も使っていないから、おまえ、来年末を植えていいぞ」とか、「この空き家、おまえにやるよ、好きにしてくれ」というようなことが起こることがあるのだそうです。そういうことはやはり地域の方々の信頼関係がないとできないのだろうと。むしろ、起業するのだというようなことで、一番上のところだけやっている、かえって遠回りになってしまうということがあってはいないかというようなことをご指摘いただいたりしております。

したがって、初任者研修等では、まずは挨拶をしましょうとか、地元の方のお話を聞くようにしましょうとか、そういったOBの方々の体験談を聞いていただいて、まずは信頼関係をつくるというようなことから始めるのではないのかというようなことをお話しさせていただいているところであります。

## 岡山県の地域おこし協力隊ネットワーク会議

岡山県では、地域おこし協力隊をしていたOBの皆さんが、定着している人がかなりの数になってきましたし、来年度一〇周年になりますので、県内にいるOB・OGで集まって、現役の協力隊の相談相手とか、コーチングとかサポートをする組織の立ち上げに向けて取り組んでいただいております。これは先ほど申し上げましたとおり、顔みえる、フェース・トゥ・フェースでアドバイスができるという意味で大変すばらしい取り組みだということに我々も思っています、ぜひ応援させていただきたいし、そういったものが全国的に各県でできていけば、もっと隊員の皆さんがいろいろな分野で活躍していただけるのではないのかなと。ということ、今後取り組んでまいりたいと思っております。

まとめませんが、以上でございます。

**秋山** どうもありがとうございます。地域おこし協力隊の仕組みから、豊富な事例に関してのご報告をいただいたということでございます。

それでは、谷口先生のほうからコメントをよろしくお願いたします。

**谷口** 東京農大の谷口です。よろしくお願ひします。私は、こういう分野の専門家ではありませんので、全く外在的な質問や意見になってしまいますことをお許し願ひたいと存じます。四点ほど論点を提出したいと思ひます。

### 行政縦割的 地方移住政策の現状と統合の可能性

一点目は、この資料に出ていた農水省の事業「田舎で働き隊」との関係をどうみたらいいのかということ です。現在、一応別の事業でやっていて、名称を統一して いるだけだそうですが、なぜそれらを一緒にすることが できないかという疑問です。というのは、雑誌を編集し ている、どうも暗い話題ばかりが多くて、少しは未来指 向型のものがないかなと考える中で、田園回帰の話が出 てきたわけです。そして、農業という狭い領域だけでは なくて、地域全体をどうしていくかということについ て、今、積極的な取り組みがあるんだから、そういうもの を検討していこうということ で報告をお願ひしたわけ です。

呼び方としては地域おこし協力隊ですけれども、最初 のほうの説明にありますように、やや昔的な表現ですが、一種の移住政策ですよね。私がかつて研究していた ドイツでいうと、人々を移住させるためには二つ植民の

仕方があって、外国に人を移住させる植民の考え方と、国内植民といって、都市から農村部に、辺境地に移住させるという植民政策があります。こうした政策の最も古典的なものは軍隊を辺境地に派遣することで、日本では屯田兵を北海道に派遣した例があります。

しかし、今行われているのは、既に人々の生活が存在しているところで、地域が疲弊してきている状況のもとで、これを復興していこうということです。そうすると、農業とか林業とかだけでなくて、地域社会全体を最初から見据えないとこの事業はやれないだろうということになります。つまり、一つの省庁だけでなく、まさに内閣全体で取り組むような大きな課題だというわけです。たしかに、ふるさと創生ということで石破大臣が進めてきたという歴史があるのですけれども、なかなか全体像がみえないまま、総務省が一人で頑張っているという印象が私にはあるんです。つまり、そういう多様な事業全体を束ねていくような仕組みがなぜできないのかということについて、ぜひお聞きしたいと思っています。

これは実はすごく大きな問題で、いわゆる縦割り行政の欠点を是正するという考え方の下に内閣府が大きくなって、多様な省庁・事業を束ねていくという、今の官邸主導型行政システムが形成されてきたことと密接に関係しています。そこにはたしかに、負の側面もありますけ

れども、同時にプラスの側面もあったはずなんです。具体的な事業をみると、なかなかそのようにはまとまり切れていません。結局、以前の事業を融合せずにただ束ねているだけという性格が拭えないということです。ちょっと失礼かもしれませんが、ぜひ総務省の観点からご意見を聞きたいと思います。

ふるさと創生、地域復興は、総務省だけでなく、農水省、国土交通省、あるいは医療、高齢者福祉になると厚労省、さらには学校・教育では文科省といった具合にほとんどの省庁が関係してくるんじゃないかと思えます。



谷口信和氏

いわば地域をつくるということですから、地域に関係するもの全てになるわけで、そういう議論をするとすれば、どういうことが可能なかという観点から、ぜひ聞きたいと思います。

## 女性の地方還流増加と新しい生活・価値観の潮流

二点目は、小田切さんが報告された田園回帰との対比で、あえて強調して申し上げますが、図4の写真をみると、実に女性が多いという印象があります。近年は社会全体で女性が活躍する場面が急増しています。オリン

ピックでもパラリンピックでもそうです。そういう時代になってきたことの一つの反映だと思うんですけども、少し前に我々団塊の世代が定年帰農、あるいは田園回帰という形で人々の新たな移動を問題にしたときの状況と大きく変わってきているのではないかと思います。私自身の友人にも、農村に戻った人がいますが、それこそ農業団体や農水省の職員だったりしたわけですが、必ずしも、奥さんとか子どもさんがついていったとは限りませんでした。夫のロマンだけで、妻や子供はついていけないというパターンが結構多かったように感じます。

女性は都会のカフェに憧れているのであって、農村に行って、みそ汁食べるような雰囲気にはなじまないというような面があったのですが、今は、むしろ女性の方が積極的に地方・農村部に入っている。このことの意味は何かということですが。

その際、私は生活のレベルで入っているのかなという印象があります。つまり、いきなり業、農業とか林業とかという産業レベルでの人生選択ではなく、それよりももうちょっと生活的なファクターを重視して入っている。生活的なファクターというときには、恐らく都会生活で疲弊しているという状況が一方にあって、都会生活とは違うものが農村や地方では実現できるんじゃないか、あるいは自分がそういうところで役に立つんじゃない

いかという感覚をもっているということです。

いわば女性の社会進出を一つの契機としての、生活分野へのかかりで地方に行くという選択が行われている。そのところが全く新しい流れなのではないか。以前は、そういう要素はひたすら都会にだけ求められていたような気がするんです。ですから、集団就職の歴史をたどってみると、男性から始まったんじゃないかと、女性から始まっているんです。紡績女工でも何でも、ほとんど女性が、農村部では要らない存在として、掃き出される形で来たものが、今は逆になって、女性が農村部に入っている、むしろ積極的に地域を支えていくということになると、いわば日本社会、あるいは世界の先進国が抱えているいろいろな問題を、新しい形で解いていこうとする大きな潮流、恐らくグローバルゼーションに対する一つのアンチテーゼとしての重要な流れとしてあるんじゃないかというように思っているんです。

そこで、具体的な質問です。先ほど図3で協力隊に関わる女性の比率が示されましたが、非常に興味深かったのは、参加している比率は女性が四割で、定住者についても同じです。つまり女性は、男性と同じようなペースで地域に定住し、地域で職業を選び、就業している。決して女性が特別なことではなくて、男性と全く同じような形で、過疎地域を初めとする地域で活躍している。こ

れも余りなかったんじゃないかと思えます。

逆にいうと、そうした女性としての就業上の今日的な特徴がどこにあるのかということ、具体的な事例の中で少しお話しただけだろうれしいと思います。つまり、ポイントは女性が、どういう形で活躍していて、どういう役割をもっているのかということがわかると、この問題に関する重要な論点が出てくるように思ったということです。

### 若者の海外援助から地方定住志向への変化をどう見るか

三番目は、この事業の発想から一〇年目とおっしゃった、まさにそこにかかわるんですけれども、平成二二年前後は青年海外協力隊の派遣者数のピークなんです。それまでずっと右肩上がりが増えてきた青年海外協力隊が、ぐっと下がってくる。それとは逆に、こちらがぐっと増えてくるという形で推移します。トータルでみたらどうなのかということはおそらくわからないんですけども、いわゆる若者、大学生を含む若者の内向き志向という言葉でしばしば批判されている現象がおきてきます。人間が小粒になっていて、社会を恐れているといった言い方でいわれていたものが、実はこういう形で展開してきたということはどうみるかということだろうと思うん



です。地域おこし協力隊も、青年海外協力隊もふえてい  
るならパラレルなんですけれども、必ずしもそうではな  
くて、明らかに後者は右肩下がりになってきているん  
です。ですから、恐らく代替的な要素がこの両者の間に  
あるのかと思われます。そここのところの問題をどう考  
えるか。

逆にいうと、海外に出ていくことをもって若者の積極  
的な行動様式だという言い方がずっとされてきたんです  
けれども、そうではない時代に入ってきている。そのこ  
とを否定的に捉えるのか、もっと積極的に捉えるのかと  
いうことです。

論点はどこかというところ、青年海外協力隊の場合には移  
住ではないです。基本的には、先進国である日本から開  
発途上国に行って、途上国にはない先進国の技能だつた  
り、教育だったり、いろいろなものをお伝えして、発展  
を促す。そして、ある期間がたったら、隊員は帰国する  
わけです。地域おこし協力隊の取り組みというのはそれ  
とは違うわけです。行った地域へのかかわりという点で  
はレベルが高い取り組みだということができません。移住  
するという、責任をもつ意識が高いところで取り組まれ  
ている事業です。そのことの意味は極めて大きいのでは  
ないか。そして、ある程度の成功をおさめていることの  
意味を、私は高く評価したいと思います。

ですから、内向き志向だということで批判があった若  
者の行動様式について、総務省の責任者としてはどのよ  
うにみているのかということ、ぜひお聞きしたいと思います。

### 地域活性化における外国人移住の評価

四番目に、それと深く関係するんですが、最近のテレ  
ビをみてみると、海外で頑張っている日本人の姿を追い  
かける番組をいっぱいやっていますけれども、他方で、  
日本に来て頑張っている外国人もかなり多いんです。旅  
館だとか、地域に行くと、日本人がやらないことを、日  
本人がわからないような視点から海外に発信していて、  
そのことが理由になってインバウンドがふえているとい  
う要素が相当あるんじゃないかと思われます。つまり、  
日本人の目線で海外に発信するだけでは、海外の人に喜  
んでもらえない、海外の人の期待に応えられないニーズ  
を、実は日本に来て外国人、そして永住をして、場  
合によっては国籍までとっているような方が非常に大き  
な役割を果たしている。そういう方々と、この協力隊は  
どこかで接点があるのか、そここのところをぜひ  
聞いてみたいということです。

## 協力隊サポート事業の性格と意義

最後に、細かい点なんですけれども、先ほどのサポートの事業をやっている方々は、今、東京でその仕事をやっているわけで、いわゆる移住・定住者ではないが、自分の体験を生かしてサポートしているという意味ですか。ずっと協力隊に携わっている人の悩みと、やめてしまった人の感覚は違うんじゃないかという気もするのですが、この点についても教えて頂ければと思います。

**秋山** ありがとうございます。大きくは四点で、一つはいろいろな類似の事業があるが、それを束ねることの障害や可能性について。

二つ目が、田園回帰における女性のウエイト増大に関して、生活感の変化など受け入れ契機の変化や地域の可能性について、どう評価しているかということです。

三つ目は、若者が海外に出ている部分が、今度は地域に向かって出ていくという形で、「内向き」志向では捉えられない変化がある。どのように行動パターンが変化し、それをどう評価したらいいのかということです。

四番目、外国人がいろいろな形で地域にかかわってくる部分がふえている。そういう外国人と協力隊がどのようにつながりがあったり、ないのかということです。

それから、実質的な部分ではサポート事業の自身に関

して、少し答えていただけたらということですが、どこからでも構いませんし、全部でなくても構いませんので、お願いします。

## 地方移住政策と地域おこし協力隊の位置と性格

**鈴木** 満足なお答えができるかどうか、まず移住政策として、どうとらえるのかということです。まち・ひと・しごと創生総合戦略という中で、政府全体として取り組んでいる中で、結局、何をやれば地域に人が流れるのかというのは、これだけをやればうまくいくという正解はないものですから、政策パッケージとして取り組まないとけないという考え方ややっていると思います。ですので、地域に仕事をつくるとか、都市から地方への人の流れをつくる、もう一つが、子どもを産めるような働き方にしなければいけないということ、あと、地域に住むためには、地域で最低限の生活機能が維持されるように、安心して暮らせるような地域をつくらないといけないという、その四つを基本目標として掲げています。地域おこし協力隊というのは、その中で二つ目の人の流れという部分を主としておりますが、地域に仕事をつくるとか、地域の生活を支えるという意味では一番目と四番目にも寄与できるような取り組みなのかなと思っております。

実は、その二つ目の人の流れをつくるというものの成果指標が、東京の転入超過をゼロにするということになっておりますが、この二番目の基本目標の指標だけ悪化しているという、そういう状況であります。それを地域おこし協力隊だけで何とかするというのは、難しい話でありまして、考え方としては、やはり政策を総動員するという、地域おこし協力隊のみならず、あわせて働き方改革もやらなければいけないし、地域のこともやらないといけないという、そういう政策をパッケージとして取り組むということになっていくんだと思います。

— そういった中で、地域おこし協力隊と田舎で働き隊というのがなぜ二つあるのかということについては、私はこのように考えています。移住をする際に農業というように決めておられる方は、やはり農業ということで取り組まれる仕組みのほうがいいんだと思うんです。そういったことで、田舎で働き隊というもの存在意義はあるということではないかと思っております。

— 一方で、地域おこし協力隊というのは、具体的に何をやらなければいけないというのがないんです。これは制度の中でも最初、るる申し上げたんですけれども、地方公共団体が地域のニーズを踏まえて、こういう地域協力活動をしてくださいということを決めて協力隊を採用すれば、それを事後的に国としてサポートしますという仕

組みでありますので、地域が決められることになっていきます。これは、この制度をつくるときに陣頭指揮をしていた元幹部の考え方なんですけれども、ほかの制度では足りないところ、改良すべき点を、特別交付税による財源措置であるという強みを生かしながら、他の制度を補完し、連携できる制度として設計をして、任期終了後、定住率を高められるようにしようというのを基本方針につくったと言っております。地域で望まれていることができるので、地域にも喜ばれる。ある程度活動は自由になっておりますので、そういったことが結果として定住率を上げているということではないかというように理解をしています。

— 地域おこし協力隊は決して別の制度を排除するものではなくて、むしろこちらが包括的に補完するような制度、どんなことでもできるといえるものであると、それぞれの分野で尖った取り組みがあれば、移住のために、より効果的な仕組みがあれば、それとはそれで共存できるものとしてつくられているということではないかなと。ですので、他の取り組みとは競争関係にはないんじゃないかと思っております。多分、田舎で働き隊が伸びますと、こちらがちょっと減るとか、そういうことは若干あると思うんですけれども、例えば地方の中小企業に経営人材を紹介するというような事業を別途、内閣府で

プロフェッショナル人材事業というのをやっておりますし、そういった事業はそういった事業でありながら、それと同じようなことを地域おこし協力隊でできないかということ、できるんです。地方公共団体がそういうことをしたいといえればできるという仕組みになっていきますので、そういった意味では、いろいろな縦割りの施策がある中で、その間の隙間を埋めるようなものとして地域おこし協力隊というのが機能しているという部分があるのではないかということを考えております。それが地域おこし協力隊のいいところではないかと、手前みそでございますけれども、担当者としては考えているところがございます。

田舎で働き隊が、なぜ地域おこし協力隊という名前になったのかということについては、やはり政府内で、政策パッケージとしてやる中で、一つとしてまとめたほうがいいであろうというようなご配慮でそうなっているというように承知をしております。

## 女性の地方移住増大の性格

二点目ですけれども、女性の視点なんですけど、これはやはり女性だからということが社会一般的に何か特別にということ、特に若い世代ではなくなってきたりのかなということ、特に若い世代ではなくなってきたりのかなというところは確かにあるかと思えます。移住女子

などというような言葉もございまして、むしろ奥様が地域で暮らしたいので、旦那さんを連れてくるというような事例も聞きますし、そういった中で、やはり子育てを自然が豊かなところでやりたいと思われる、これは男性も女性も同じだと思っております。そういったことを移住の決め手にされている方もいらっしゃいます。これは働き方改革とも絡むかもしれませんが、実家の近くで子育てをしたいというようなことでUターンをされる際に、地域おこし協力隊として入られるということもあるのかなど。

**加瀬** Uターンもいいんですか。

**鈴木** いいです。

そういった中で、都会で身につけたスキルを使って、地域で起業をしたいというようなことで起業をされる方もいらっしゃると思います。ということは、結局、起業にしても何にしても、都会でないとできない仕事というのはなくなってきたということなのかなど。そこは、パソコンと通信網さえあれば、どこでも同じような仕事ができるようになってきたという環境、そういったことが移住のバリアを低くしているということはあるのではないかと思っております。だから、女性だからどうかというようなことは余り……。

**谷口** そんなに気負ってないということですか。

**鈴木** 私も意識していませんので、ただ女性  
は少ないんじゃないかと思ひ込まれがちなので、女性も  
かなりいらっしやるんですよというところは意識してPR  
するようにしておりますけれども、女性だから何か特別  
ということはないかもしれないというように考えてお  
ります。

### 若者意識の変化と東日本大震災の影響

海外との関係なんですけれども、青年海外協力隊が  
今、数を減らしているというのは、私は正直、存じ上げ  
ておりませんでした。したがいまして、内向き志向との  
関係というのも、ほとんど意識しておりません。若い方  
の中に、やはり人の役に立ちたいというような思いをお  
持ちの方がいらっしやるなどというのは、隊員の皆さん、  
隊員のOBの皆さんと話をしている、感じます。あと、  
都会の生活に疑問を感じたとか、地域に来たときに、自  
然に暮らしているおじいさん、おばあさんたちが格好い  
いとか、何か掘って立つものがあるというようなことが  
安心感になっていると思うようなお話をされる方も結構  
いらっしやるかなと思っております。

そういった中で、「東日本大震災が起こったときに価  
値観が変わりました」ということをおっしゃる方が少な  
からずいらっしやると思います。それがどう変わったのかとい

うのは、多分十人十色で、私も一つ一つ聞いたわけでは  
ありませんが、そういったことも東京から地方に向かわ  
せるという部分はあったのかなと思っております。これ  
も検証できないんですけども、結局四、〇〇〇人いら  
っしやるのと四、〇〇〇通りのものがあって、そこで定着  
される方にもそれぞれのプロセスがありますし、それを  
一般化するということとはなかなかできないと思ってお  
ります。ただ、そこで地域のためになって、喜ばれてい  
るということを大変喜ばれる。人に喜ばれることを喜ぶ  
というようなメンタリティをもっておられる方がやはり  
活躍をされているという印象がございます。

実は、協力隊にも外国出身の方は何人かいらっしやる  
まして、そういう独特な感性を生かしてご活躍をされて  
いる例がございます。実際にゲストハウスを開業され  
て、外国の方と新しいことをやられていたりと、あと、  
和歌山の方には、エルトゥール号のご縁でトルコの方  
が協力隊として入られていて、トルコとの交流に取り  
組まれていたりとか、そういった事例もございますの  
で、事ほど左様に、大変柔軟な制度であるということが  
いえようかと思えます。

### 協力隊サポート事業とネットワーク作り

最後にサポートデスクなんですけれども、おっしゃる

とおりで、協力隊として活動されたところに定住されている方が、定住を目指している方にとってはロールモデルになるわけなので、そういう方に相談をしたいという思いはもちろんあるわけであります。そういったことで、相談員はおりますけれども、それは実は電話で、地元でやる。地元にいるままで、こちらから携帯電話をお貸しして、こちらで直接対応していただくというようなことをやっております。また、八重洲に移住交流ガーデンというのがあるのですけれども、一週間のうち一定の期間は、そこに人も配置して、対面でも対応しております。

また、それぞれの地域でOB・OGのネットワークができて、そういった方々と現役の隊員の皆さんとの交流というのができてきたら、より手厚いサポートができるようになるのではないかとこのことを考えているところでございます。

**秋山** どうもありがとうございます。報告者とコメントーターのやりとりが終わったということでございますので、あとはご出席の先生方から自由に、フリー討議の形でご質問等、ご意見等出していただけたらと思います。

## 協力隊の支援目的と受入体制

**加瀬** 村の側から、協力隊になってくれる人にこういうことをやってくださいと指定することはできるのでしようか。例えば高齢者が病院に行くときに、要望があったら村の車で送ることにして、それを協力隊の方の職務としてしまうことは許されることでしょうか。

**鈴木** それぞれの自治体で、募集をするときにそれぞれで異なるんです。

**加瀬** 国としては禁止はしていない？

**鈴木** はい。ですので、極端に言えば、何か地域に求められていることを探してくださいというようなのもありますし、こういうことをやってほしいというようなことで、例えば観光振興をやってほしいとか、地域のお年寄りの話し相手になってほしいとか、そういったニーズがある。それは、三方よしの一つが地域の住民の皆さんでありますので、地域の住民の皆さんがどういう人を受け入れたいのか。受け入れるからには、責任もあります。集落の住人として受け入れるわけありますので、こういう人に来てほしいというご希望もあるでしょうし、一方で、隊員の側にもこういうことをやりたいというのがあられるわけです。双方の気持ちがあまく合っていないと、着任されてから、ちょっと不幸なことになるんです。で

すので、受け入れ側の地域のニーズ、あと隊員の希望、そういったことを事前に、採用前にはよくすり合わせて、やったほうがいいということを、地方公共団体の皆さんには、私もも手引きをつくりまして、そういったことが検討できていますかというようなチェックリストも入れて、受け入れがスムーズにいくように、お示しているところあります。

**加瀬** もう一点ですけれども、ご紹介いただいた中で、二七歳の男性が協力隊員になって、奥様が一緒に住んでいるというように、その場合、奥さんが、私も積極的に村の中で協力隊員になるんだといった場合は二人とも認められるんですか。

**鈴木** それはケース・バイ・ケースです。それぞれに協力隊としてやっていただけるミッションがあればということ、ただ妻であるということをもってしては、多分、協力隊にはなれないと思います。このケースだけからいえば、彼はつい最近、OBになってから結婚しています。いろいろなパターンがあって、女性の隊員が現地の方と結婚されるということもありますし、いろいろなことが起こります。

**加瀬** かなり自由がきくというわけですね。その場合のいろいろ、現地の条件に合わせて。村の側が認めれば、それは国としては一般交付金で対応してくれるのです

ね。

**鈴木** 市町村としては、こういう方を受け入れて、地域のためになる活動をするということを議会に諮って歳出をされておりますので、そういったことについては事後的にはありますけれども、上限を設けて支援をさせていただくという仕組みになっております。

**加瀬** もう一点。一人とか、かなりの人数が一つの村に入っているという例がありますが、こういう場合、まとめて住んでいる状態ですか。それともばらけている状態が普通なんでしょうか。

**鈴木** まとまっているというケースは少ないと認識しています。一般的なケースとしては、何々集落に一人、何々集落に一人というような感じだと思います。ただ、まとまって住んでいるとはいけないということは、私も申し上げておりませんので、中にはまとまっている方もいらっしゃると思います。

### 受け入れ自治体間の格差拡大と受け入れ体制

**秋山** では、安藤先生。

**安藤** ありがとうございます。二点あります。一点目は、新潟と高知は県レベルで研修会も実施しており、かなり熱心に取り組んでいるということでした。このように熱心な県というか、あるいは熱心な市町村というところ

ことがあると思うのですが、どういふところが熱心なんでしょうか。この制度を受け入れて活用して、それを伸ばしていく施策が展開している市町村が、地域おこし協力隊を積極的に受け入れて実績をあげていると考えるのですが、そういう点では、まさに地方公共団体の自主性が発揮されているとしてよいと思うのです。ただし、もしそうだとすると、伸びるところは伸びるし、伸びないところは伸びないという、自治体間格差の拡大といった問題があり、受け入れに熱心なところとそうでないところをどう政策として考えていったらよいのでしょうかというのが一点目です。

二点目は、地方公共団体レベルでの話です。この「三方よし」の取り組みのところに書かれている文章を読み上げますと、「行政ではできなかった柔軟な地域おこし策」とあります。この「できなかった柔軟な地域おこし策」というのは、その後、具体的に何らかの形で地方行政にフィードバックされて、具体的な制度化が図られているのかどうでしょうか。その地域でうまく活用されて、効果をあげているということは、それはそれでよろしいと思うのですが、その経験を一度吸い上げて、全体としてフォーマライズして政策化して実行していくといったことは行われていないのかどうかというのが気になるところで。

そして、こうした地域おこし協力隊の活動がもたらしてくれた行政サービスは、結局、こういう人たちが来ているから続くわけです。そうすると、この人たちがいなくなる、やはりなくなってしまうのではないかという点が気になります。この行政サービスがなくならないということは、これからずっと地域おこし協力隊を入れ続けるということなのか、それとも地方公共団体はそれについては拾い上げて何らかの政策を用意していく形になっていっているのかどうか。後者が行われることで、最初の質問に戻りますが、おかれているところ、反応が鈍いところも、そのような制度化がされていけば、少なくとも他での起きている動きの分については底上げがされていくという、連関関係を想定できるのではないかと思いますのですが、そのようなことは起きているのかどうでしょうかということです。

以上、二点です。

**鈴木** 本日、新潟県と高知県の例を示しましたけれども、これはベストプラクティスということで、我々が各県に対してまして研修をする際に用いているペーパーでございます。まさにご指摘のとおり、取り組むところと取り組まないところの差ができてしまうということで、こういったベストプラクティスについては、皆さんにお知らせをして、こういうことをやってくださいねということ



とを、我々として言うということが重要だと思っております。ですので、市町村においても、熱心に行って、成果が出ているところと、そうでないところとあるんだと思うんです。

結局、もう皆さん、お気づきかと思いますが、協力隊がその地域に入っただけでは何も起こらないんです。彼が入ることで、三方よしの化学反応が起きて、地域がよくなるということなので、そういうことが起こっているところというのはどういうところなんだろうかということについても、皆さんにお知らせをするということが、国としてやらないといけないことなのかと思っております。ですので、ベストプラクティスの市町村版もあるんですけども、そういったことは研修の場でお示しをして、そういったことをとりまとめたいようなものを手引にして、皆さんにお配りして、こうやれば必ずうまくいきますよというような、そんな万能薬はないんですが、こうやると、よりうまくいく可能性が高いですねと。

実は、今、うまくいっているところというのは、やはり先輩の隊員が移住をして、活躍をしているというのをみて、また志の高い人間が来るといよいよ循環が起きていると思います。ですので、まず成功者を出すというのが非常に重要だと思いますし、うまく活躍していただ

ているところは、こういう取り組みをしていますよというようなことは情報としてお伝えをしないといけないと思っております。今、もう八〇〇以上の自治体で採用されていますので、まだ経験の浅いところもあるんですね。ただ、うまくいっているところも、最初のころはやっぱり苦労しているということもありまして、そういった教訓をみんなに分かち合わないといけないということで、先ほど来、OB・OGの体験談を聞いていただくというようなこともしていますけれども、地方公共団体の皆さんには、こういうケースがあるけれども、どうしたらいいと思いますか、みたいなケーススタディのようないこともやりつつ、考えていただくというようなことも試みたりしています。

最近、私が皆さんに申し上げるのは、実は奈良県川上村の例なんですけれども、一カ月に一回、専門家との面談の機会を設けているんです。どういうことをやりたいと思っていて、どういう取り組みをやるんですかという進捗管理、振り返りができる機会を一カ月に一回設けている。何よりも私が申し上げるのは、村長さんが三カ月に一回、隊員の話聞くというんです。やはり人からよくやっているねと認められるということは、これはとても重要なことなのかなと思っております。村長さんのこういう取り組みというの、やはり皆さんにお勧めす

るようにしています。

また、一年に一回は、これも先月あったようなんですけれど、村民の皆さんに、協力隊の皆さんがどういことをやりましたという報告をする会を設けておられるというところで、村民との距離も近づけるし、協力隊というものが注目されて、村の皆さんの役に立っていると思われているという状態をつくるというのはとても重要だなど思っています。こういった取り組みというのも皆さんにご紹介をして、お勧めをするというようなことが重要かなと思っています。

### 行政施策・業務への取り込み可能性

そういったことで、うまくいったところというのは、多分、隊員個人だけの力だけではなく、地域自体が変わるんだろうと思います。その隊員がいなくなっても、それが持続するようなところもあるでしょうが、そうじゃないところもあるかもしれません。ただ、最終的に定住していただければ、その集落においては当分の間、何らかのよい影響が残りますし、そこで元気づけられた地域の皆さんが、ひとりでに何か新しいことに取り組まれるというようなことが起こるかもしれないというようなことがあるのではないかなという気がいたします。

それが、行政施策としてどのようになるのかというこ

となんですけれども、そういう事例があるかどうかなんですが、当然、まちと共同して、協力して、隊員の皆さんが活動されますので、そういった意味では、行政としても何か施策化するようなものというのは、多分あるんだと思うんです。ちょっと全ての事例を存じ上げていないので、私も想像で話しているものもあるんですね（笑声）。棚田の上山集落の例でみましても、住民の皆さんが、獅子舞ができるようになったとかというようなことで元気になったということが起こっていたとすれば、それはなかなか役所では手が届かないことができたということではないのかと。そうすると、ほかの集落でも、地域おこし協力隊を受け入れたいと。地域おこし協力隊を受け入れた集落をみて、自分たちも受け入れたいという話が出てくるという話は、いろいろな市町村長さんから聞きます。入ったことによって、地元の人たちが変わるのを見るのがとてもうれしいとおっしゃっていて、それでまた隣の集落が受け入れてみたいと。それまではよそ者なんか、何で受け入れないといかんのかと。そういう集落が、受け入れたいという話になる。そういったことで広がっていくということがあるんですよというようなことをおっしゃっていたり、ただ市長さんもらっしやいまして、そういった意味での波及というのはあるのかもしれないなという気がしております。

## 協力隊員募集の情報発信

秋山 神山先生。

神山 ありがとうございます。協力隊の情報、どこが募集をしているとかの情報がかかるのは、東京駅八重洲口、京橋のJOIN、あそこだけです。

鈴木 全てとりまとめているのは、東京駅八重洲口の近くにありますが「移住・交流ガーデン」に実際行っているだけでもわかりますし、JOINのホームページで全部集約されるようになっております。

神山 実は、元の同僚があそこで新規就農の相談員をやっているものだから、ときたま情報を仕入れに行くんですけれども、やっぱり縦割り行政の弊害というんですかね、それがまだあるような感じ方をしています。それは同時に、市町村の受け入れ体制がないと新規就農のほうもうまくいかないし、協力隊の受け入れというのものはなかなかうまくいかない。そういうところで自治体間の格差というのが出ているんじゃないかとは思っていますけれども、幸いにして、ホームページもかなり充実した情報がありますし、ああいう場所をもっとふやしていったほうがいいんじゃないかと感じているんです。随分前、五、六年前に何人かの協力隊員の人に話を聞く機会があったんです。農業、林業関係だけでしたが、入ったところ

ろによって、生き生きとやっている人と、どうしようかなというように考えている人と、両方いた感じがするんです。受け入れは自治体ごとの仕事になります。協力隊に向けて発信するのは総務省の役割になります。協力隊の仕事は意外と知られていない感じがするんです。もう少しPRしたほうがいいのかなと思います。あとは、市町村に行けば、全部の事業が同じですから、新規就農や林業や漁業などいろいろ新規就業対策をやっている。それから農業法人に就職をさせたりしている。いろいろな情報がわかり、市町村の段階で受け入れの体制を充実させていけるような、そういう仕組みができないのかなと、痛感しているんです。例えば大阪だとかに情報センタースタッフ的なものをつくるというのは、これからの問題としてあるんじゃないか。

鈴木 大阪にもあればいいなというのは、いろいろな方からお伺いするんですけれども、なかなか予算的な面もあるんで、実現はしておりません。おっしゃるとおり、地域に行きますと、農業なら農業だけということもないんです。今は多業による小商売といいますが、なりわいを複数もつというようなこともございます。先ほどの美作の彼もそうですけれども、農業をしながら、いろいろな取り組みをしていると、そういう形もございますので、そこは、どのようにこの仕組みを使って地域のため

になるようにするのかというのかというのが市町村の腕のみせどころというところがございます。

ですので、我々もそういう、うまくいっているような取り組みについては、皆さんにお知らせすること、今後ともやっていきたいと思っておりますし、実際になり手を確保するというのがだんだん難しくなってきたりします。世の中の人手不足の傾向というのものもあるのかもしれないけれども、より、地域おこし協力隊に興味をもっていたできるように公募していくということも一つの課題かなというように思っております。

### 協力隊のマッチングと受け入れ体制

秋山 小林先生、お願いします。

小林 一つは簡単なんですけども、隊員の七割が二〇代、三〇代ということは、逆にいうと三割は四〇代以上ということ、実際にどんなような形で、例えばシニアの方たちも活躍するようなところがあるのかというのが一つです。

それから、私どもの卒業生も協力隊にお世話になっているのですが、全体としてはすごくこの制度は良いと思いますし、六割が定住するというのはすばらしいと思うのですが、中にはなかなかうまくいっていないというケースがあるようです。これは先ほどから出ている受け入

れ先の問題と、行く人のマッチングがよくできていないということが原因のようです。往々にして、役所の仕事などをさせられるというところが、どうも行く人間にとっては意に沿わないようなところがあって、一年、二年やってやめてしまおうとか、そういうことがあるようです。それで、一つは、一度だめだった人間がもう一回チャレンジして、ほかの地域に行ってみようということができるのかどうか。そういうケースがあるのかどうかということ。それから受け入れは、基本的には市町村がやるということなのですが、要項にも、たしかNPOだとか大学と連携することを推奨するようなところがあったと思うのです。そういう地域のNPOだとか、あるいは企業と連携して、受け入れてうまくいっているケースがあるのかどうなのか。受け入れるほうにしても、結局は協力隊をうまく使えるという地域力があるかどうかという問題にかかって、それは地域の競争というか、そういう面も非常にあると思うのです。どんなふうにNPOだとかを活用できるのか、その辺のお考えを少し教えてくださいただければと思います。

### 鈴木

実際に、せっかくご縁をいただいて、隊員になっていただいたのに、うまく活躍をしていただけないということは大変残念なことでありますので、そういったことが起こらないように、事前に隊員の皆さんにもよく

見極めてくださいねということも申し上げるようになっております。自治体側については、やはり受け入れをきっちりやりましょうと。県も協力していただきたいねというようなことを申し上げております。

三方よしの取り組みでございますので、それぞれ三方がやはり汗もかかないといけないということで、地域の皆さんと隊員と自治体でよく話をして、問題が起こったときにはよく話をして解決していきましようというようなことになるのかなと思っております。ですので、こういう受け入れ方をしたら必ずうまくいくというのは、なかなかないんだと思うんですが、きっちり三者が話をしていくということが一番大事なんではないかなと考えております。

あと、団体を使うかどうかということなんですけれども、よくあるのは、観光協会に所属されとか、あるいは商店街組合のようなところに入られて、商店街の仕事をやられるとか、いろいろなパターンがあると思います。ただ、役場の外にいるからといって、その方が孤独感を感じないかというと、そうでもなくて、やはりそれはケース・バイ・ケースで、そこに寄り添う人が地元について、キーマンのような方がいらっちゃって、その人がよく気に掛けてくれるとか、ほかの地方公共団体との交流の場で、同じような悩みをもっているんだったら一緒

にやろうよという話になったりとか、聞くと、人それぞれだなという感じなんです。ただ、いろいろな人とコミュニケーションをとっている事例においては、隊員が孤立することなく活躍できるという確率が高まっているような気がいたしますので、隊員の皆さんにもよく地域の方とお話をしたほうがいいですよとか、そういったことを申し上げているんですけれども、なかなか、こうすれば絶対にうまくいくというのがないものですから、せっかく来ていただいた隊員の皆さんに活躍いただけるようにしましょうと。その中で、実際、これをやっていただくつもりで来ていただいたんだけど、「それは、私、やりたくないです」と協力隊の方がおっしゃって、役場の人が、「そうなの、じゃあ何やろうか」といって、そこから起業に向かって進まれて、今、定住されているというような例もあるんですね。ですので、やっぱり三者で話し合うということが一つの解なんではないかなという気がします。そこで誰かが遠慮すると、言いたいことを言えないと、我慢するとうまくいかなくなるということがあるのかなと思います。

**小林** 受け入れるときに、こういうことをやるということで募集するわけですよ。そのマッチングをして、行った連中にいわせると、最初にいわれたことと全く違ったと。それはどうかわかりませんが。

**鈴木** 聞くとみるとは大違いということもあるかもしれません。

**小林** ただ、総務省さんのほうで、市町村から上がってきたものをチェックして、これはいいとかだめというようなことはあるんですか。

**鈴木** それは冒頭申し上げましたけれども、我々が事前に審査するということはないんです。やっぱりそこは、採用前にきっちりと思慮疎通ができていっているということが重要ですということは、手引の中でも書かせていただいています。そこは重要なので、隊員になりたいという方とお話しするときには、よく見極めましょうということを私のほうからも言わせていただいています。

実際に行ってみて、違うじゃないかということが起こったときに、そこはもう合わないのであれば、早くやめたほうがお互いのためにいいということかもしれませんし、話し合ってみて、こういうことをやるうということになって、そちらの方向に進めるのであれば、また新たないい動きがその地域でできるということになるかもしれないので、それはどこまで可能性を追求できるかということだと思います。例えば先ほどの棚田の例でも、別に地域の人たちは棚田を再生したいと思っていなかったという事なんです。最初は草刈り機も使えなかった若者が、草刈りのプロだねと地元の人にいわれるほどになっ

て、草を刈ることで小商いもできるようになっているということもあって、何がハッピーなプロセスなのかというの、四、〇〇〇人いれば四、〇〇〇通りあるということなのかなという気がします。

### 地域定住・活性化の意味

**秋山** 大分時間が迫ってきたので、堀口先生、何かいかがでしょうか。

**堀口** どうもありがとうございます。勉強になりました。この政策目的です。この政策として成功するということは、過疎の村に若者が入って定着してくれるということが目にみえる成果だと考えていいのですか。それとも、工場誘致だとか、地域のプランナーとしてやってもらうことかしら。前のほうですか、後のほうですか。

**鈴木** どちらかというところのほうだと思えます。自助、共助、公助とよくいいますけれども、人口が流出して高齢化しているという集落において、共助の力がなかなか維持しづらいというような地域もございますので、そういうところにもまず協力隊が入って、地域協力活動を一年から三年やるということも、これは重要な成果だと思っています。それが地域に定着をして、その地域を支え続けるということが起これば、よりよい成果が上がっているというように考えていいのではないかと考えて

います。

## 親元就農者の利用可能性

**堀口** 今、日本農業経営大学校で校長をやっています、うちの学生は全員就農を約束して入ってくる学生ですけれども、その中で、村に戻るのですが、その前に、この隊員になれるかと学生に聞かれたんです。自分の村へ戻るのには、親元就農だから、政策的には反するんじゃないかと。本人は隊員になって、出荷組合なり、ブランドづくりをして、まとまっていけない農家をまとめようという考えをもっていたんです。この隊員になって、数年間頑張れば、自分が農業を継いだときも大きな役割を果たせるんじゃないかと言っていました。結果的には応募しなかったんですけど、そういう発想もあり得ますか。

**鈴木** 地域協力活動の例として、こちらにも書いておられますけれども、地域ブランドとか、地場産品の開発とか、六次産業化とか、そういったことに取り組んでいる隊員もたくさんいらっしゃいますので、そういうことを地域協力活動として隊員の間にもされる、それが地域のためになるということであれば、そういうことも考えられるんじゃないかと思えます。

**堀口** そうすると、自分の村へ戻る予定の人が手を上げるということ自体は構わないのですね。

**鈴木** 要件として、都会に住んでいる方が条件不利地域に住民票を移すということが要件になっています。都会から地方への人の流れをつくるという施策の一つになっていますので、そのところは要件にさせていたたいという事です。ですので、そういうことがなければ、ずっと東京にいたかもしれない人が戻ってくるという事であれば、対象になるという事です。

**堀口** 最後に一点。隊員のほとんどは社会人を経験してから手を上げて入るのが多いのですか。

**鈴木** それも多分、いろいろあるんだと思います。新卒でなれる方もいらっしゃると思います。年齢的には二〇代、三〇代ということで、二二の人がそんなにいるとは思えないので、一旦社会人になった方が多いのではないかと思いますけれども、新卒でなれる方もいらっしゃると思います。

**堀口** 全体としては新卒ではなくて、社会人を経験して手を上げるほうが多いのですか。

**鈴木** ちょっとそういう観点で集計していませんのでわかりませんが、感覚的にはそんな感じだと思います。

## 女性の位置づけと実態

**秋山** では、大体時間になってきたのですが。

**服部** ちょっと一つ。隊員の四割は女性だとあります。

す。これは、夫婦で隊員になるというケースも結構多いということですか。

**鈴木** そんなに多いとは思っていませんが、中にはいらっしやいます。

**服部** ということは、約四割の女性のかなりの部分は、結婚していない女性が自分で隊員になって、農業を始めたということですか。

**鈴木** 農業に限らないんですが。

**服部** 限らないんだけど、そういうケースと考えていいんですか。

**鈴木** 結構いらっしやると思います。

**服部** それは二〇代、三〇代の女性ということですか。

**鈴木** 男性と女性で年齢層に大きな差があったかどうかはちょっと今、手元で確認できません。田園回帰の傾向でも、女性の場合は年齢が上がると田園回帰の志向が低くなるというデータがあったかと思えますけれども、四割でするので、四割を高いと思うかどうかということかと思えますが、余り男性だから、女性だからということはないような認識しております。

**服部** では、結婚している女性でも、旦那さんがやっていることかかわりなく、自分は隊員になって何か仕事をしたいという人が結構いるということですか。

**鈴木** そういう方がステレオタイプかどうかというのはわかりませんが、中には、先駆けて奥様が協力

隊として地域に入られて、後で旦那さんがついてくるとか、そういった例も聞いたことがありますし、それぞれ、やはりどこに住むのかということをお考えになった上で結論を出されて、移住なりされているということなんだなど、私も勉強させていただいたところでして、いろいろなケースがあるということだと思います。

**秋山** 本当は、まだこれからが本番の議論なのかもしれませんが、時間が大分押してきましたので、とりあえずここでお開きにしたいと思います。きょうはもうもありがとうございました。

**鈴木** まとまらない話で申しわけございませんでした。どうもありがとうございました。



# 米の二〇一八年問題と財政構造

農政ジャーナリスト 神山 安雄

## 1 はじめに（本稿の課題）

「米政策改革」によって、二〇一八年産米から、政府が米の生産数量目標を都道府県別に示すことを止めた。行政主導の米生産調整が一九七〇年度から半世紀近く実施されてきたが、二〇一八年度から生産者団体（農協）主導の米生産調整・需給調整とされることになった。

また、米の直接支払交付金（一〇a当たり七五〇〇円）は、二〇一八年産米から廃止された。民主党政権下の二〇一〇年度から「米の所得補償」として一〇a当たり一万五〇〇〇円が交付され、自公復帰政権下で「米の直接支払」として一五〇一七年産米では半減して交付されてきたが、一八年産米から廃止となった。

米の生産数量目標の廃止は、生産調整・需給調整機能を弱め、米の直接支払の廃止は、価格の底支え機能を失わせるため、団体主導の米生産調整が十分に機能しな

った場合は、米価下落の懸念があるとして、米の二〇一八年（平成三〇年）問題といわれてきた。米の一八年問題には、米の集荷・販売主体であるJA全農（全国農協連合会）をはじめとする農協系統組織が「改革」を強いられる中で対応せざるをえないという状況がある。

米の生産調整・需給調整の対応では、当初は設置しないとされていた全国組織としての農業再生協議会が設置され、情報交換等が行われる。米からの転作等推進では、水田活用の直接支払交付金などが増額された。また、米価下落・収入減少対策として収入保険制度が創設され、二〇一九年度から実施されることになった。

ここでは、第一に、各都道府県での一八年産米等の生産調整の動向についてみることにする。第二には、一八年度農林水産予算の特徴についてみた上で、第三に、米政策、とくに米の需給調整がかかえる財政の構造についてみることにする。

表1 2018年産米の生産数量の目安

単位：都道府県数、トン

	都道府県数	2018年産米の	2017年産米の	2017年産米	A-B	A-C	
		生産数量目安 A	生産数量目標 B	実生産数量 C			
増加傾向	100 t 以上増加	11	2415761	2358822	2442100	56939	△ 26339
前年並み	100 t 未満微増	3	658133	657996	632400	137	25733
	据え置き	23	3353391	3353391	3297300	0	56091
傾 向	100 t 未満微減	3	226458	226499	213490	△ 41	12968
	小 計	29	4237982	4237886	4143190	96	94792
減少傾向	100 t 以上削減	5	702427	726888	694500	△ 24461	7927
	生産数量の目安設定なし	2	26415	26415	26680	0	△ 265
	合 計	47	7382585	7350011	7306470	32574	76115

資料：日本農業新聞2017・12・29、および一部県担当部局からの聞き取りにより作成

- 注1) 目安設定なしは、東京都と大阪府。2018年産米の生産数量目安は、2017年産米の生産数量目標の数値とした。
- 2) 一部の県は、作付面積のみで目安を示しているが、2017年産米の単収を用いて、生産数量の数値とした。
- 3) 神奈川県、京都府は、2018年産米の生産数量の目安を2段階で示しているが、多い方をとった。少ない方をとった場合は、2府県合計で1359トンのマイナスになる。
- 4) 新潟県は、流通量のみで2018年産米の目安を示しているが、2017年産米で示された飯米・緑故米を除く数値との差を上乗せした。

## 2 二〇一八年産米等の生産調整の動向

### (1) 主食用米の生産数量の目安

一八年産米から生産数量目標を都道府県別に示すことが廃止されたが、その代わりに都道府県ごとに主食用米等の生産数量の目安を示すことができることとされた。

一八年一月までに、東京都と大阪府を除いて、四五道府県で主食用米の生産数量の目安が示された。一七年度まで道府県が策定していた水田フル活用ビジョンを手直しして「目安」を設定したものが多い。

一八年一月までに設定された道府県別の主食用米の生産数量の目安(表1)では、一八年産米の生産数量の目安を一七年度産米の生産数量目標と同じ数値とした据置き型の県は、二三道府県であった。一〇〇トン未満の微増の三県、一〇〇トン未満の微減の三県を加えると、一八年産主食用米の生産数量の目安を一七年度産の生産数量目標とほぼ同水準としたのは、二九府県にのぼった。

一方で、一八年産主食用米の生産数量の目安を一七年度産の生産数量目標に対して増加させたのは、千葉県(約一・九万トン増)や新潟県(約一・七万トン増)、北海道(約五千トン増)などの一一道道県であった。他方、一八年産主食用米の生産数量の目安を削減したのは、五県であった。

新潟県の場合は、一八年産の目安を流通量(四五万トン)で示している。一七年産の生産数量目標は約五万トんで、飯米・縁故米を除くと約四三・三万トンになる。一八年産主食用米の生産数量の目安は、一七年産主食用米の生産数量目標より一・七万増やしたかたちである。新潟県の一七年産主食用米の実生産数量は、生産数量目標を一・七万トン余り上まわる五二万七六〇〇トンであるから、一八年産主食用米の生産数量の目安は一七年産の実生産数量を多少下まわる水準に設定したといえる。

北海道の場合も、一七年産主食用米の実生産数量は、生産数量目標を一・六万トン余り上まわる五五万二二〇〇トンである。新品種を相次いで開発し、販路を拡大している道産米であるが、一八年産主食用米の生産数量の目安は五四万トンと一七年産の実生産数量を多少下まわる水準に設定したものである。

逆に熊本県の場合は、飼料用米などが定着し、生産調整の「深掘り」が行われたことから、一七年産主食用米の実生産数量は一七万トンと生産数量目標(一八・五万トン)を一・五万トン余り下まわった。このため、一八年産主食用米の生産数量の目安は、一七年産の実生産数量をわずかに上まわる一七・二万トンに設定された。

道府県の農業再生協議会等が示した一八年産主食用米

の生産数量の目安は、あくまでも目安であり、これを実現するかどうかは個々の農家・農業経営の判断にゆだねられている。一八年産の目安を設定していない東京都と大阪府の生産数量を一七年産の生産数量目標と同数量として計算すると、一八年産主食用米の生産数量の目安は、四七都道府県の合計で七三八万トンとなり、一七年産の生産数量目標より三万トンほど多い。飼料用米の作付け拡大などの生産調整の深掘り等によって、一七年産主食用米では実生産数量が生産数量目標に達しなかった県が三都府県ある。その結果、一七年産主食用米の実生産数量は七三一万トンとなった(表1)。

農林水産省「米穀の需給・価格安定基本指針」(二〇一八年三月)は、一八年産主食用米の生産数量を一七年産の生産数量目標と同量の七三・五万トンと見通している。各道府県の生産数量の目安をみる限り、一八年産主食用米の需給と価格の安定は、飼料用米の作付け拡大など生産調整の「深掘り」対応の動向に影響されてくる。

## (2) 二〇一八年産米等の作付け動向

農林水産省は、「平成三〇年産米等の作付け動向について(第一回中間的取組状況)」(二〇一八年二月)を公表した(表2)。

これによると、主食用米については、前年並み傾向と

表2 2018年産米等の作付け増減意向（2018年1月末現在）

単位：都道府県数、千ha、%

		全国・計		増加傾向		前年並み傾向		減少傾向	
		県数	2017実績 作付面積	県数	2017実績 作付面積	県数	2017実績 作付面積	県数	2017実績 作付面積
主食用米	実数	47	1372	6	246	36	1028	5	98
	構成比	100.0	100.0	12.8	17.9	76.6	74.9	10.6	7.1
飼料用米	実数	45	92	9	19	20	37	16	35
	構成比	100.0	100.0	20.0	20.6	44.4	40.7	35.6	38.7
稲WCS	実数	43	43	13	17	19	12	11	14
	構成比	100.0	100.0	30.2	40.6	44.2	27.0	25.6	32.3
輸出用米 など	実数	34	1	27	1	7	0	0	-
	構成比	100.0	100.0	79.4	99.8	20.6	0.2	0.0	-
加工用米	実数	42	52	18	16	14	17	10	19
	構成比	100.0	100.0	42.9	30.8	33.3	32.9	23.8	36.3
備蓄米	実数	32	35	0	-	3	0	29	35
	構成比	100.0	100.0	0.0	-	9.4	0.9	90.6	99.1
麦	実数	45	170	13	42	25	110	7	18
	構成比	100.0	100.0	28.9	24.6	55.6	64.5	15.6	10.9
大豆	実数	45	130	11	40	31	64	3	26
	構成比	100.0	100.0	24.4	30.7	68.9	49.3	6.7	20.0

資料：農林水産省「平成30年産米等の作付動向について（第1回中間的取組状況）」2018年2月、により作成

注1) 2017年実績作付面積は、それぞれの合計作付面積。なお、作付面積の「0」は500ha未満。

2) 輸出用米などは、新市場開拓用米（輸出用米等）。

3) 2017年産実績がなく、2018年産作付け意向のない都道府県を除いた数値。

したのが三六都道府県で、一七年作付面積の七五%を占めている。増加傾向は六県（同一八%）、減少傾向は五府県（同七%）であった。平年作を前提にすれば、一八年産主食用米は、各道府県が示した生産数量の目安と同じく、前年産並みかやや増にとどまる。

これに対して、新規需要米のうち、飼料用米は前年並み傾向が一七年実績四一%を占める二〇府県、増加傾向が一七年実績の二一%である九県、減少傾向が一七年実績の三九%である一六道県である。飼料用米（一七年産作付面積九・二万ha）は、やや減少傾向とみられる。

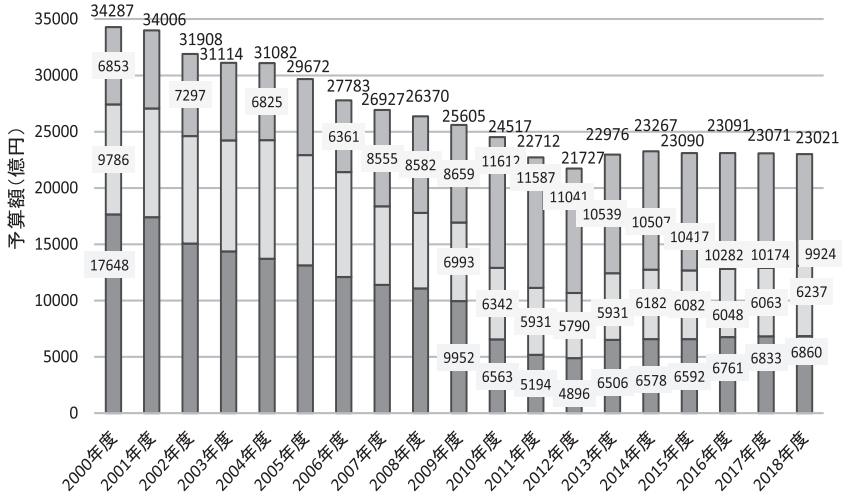
稲WCSは、前年並み傾向が一九道県（一七年実績の二七%）、増加傾向が二三府県（同四一%）、減少傾向が一県（同三二%）であり、一七年実績（四・三万ha）からやや増加の傾向である。

輸出用米など（新市場開拓用米）は、一七年実績では絶対数が少ないが、二七道府県で増加傾向である。

加工用米は、前年並み傾向が一四道県（一七年実績の三三%）、増加傾向が一八府県（同三二%）、減少傾向が一〇県（同三六%）で、一七年実績（五・二万ha）並みといえる。備蓄米は、一七年実績（三・五万ha）を大きく下まわる見込みである。

麦は、前年並み傾向が二五道府県（一七年実績の六五%）、増加傾向が二三県（同二五%）、減少傾向が七県（同

図1 農林水産予算の推移（2000—2018年度、当初予算）



資料：農林水産省年報など農林水産省資料により作成。

注1) 一般事業費は、非公共事業費から食料安定供給関係費を除いた額。

2) 2012年度以降は、農林水産省所管の東日本大震災復旧復興予算を含む。

一八年度農林水産予算の第一の特徴は、国の一般歳出に占める割合が低下しつつあることである。

一八年度農林水産予算は、総額二兆三〇二億円、一七年度当初予算に比べて五〇億円（〇・二％）減であった。

米の生産調整・需給調整は、経営所得安定対策、とくに水田活用の直接支払など生産調整推進の交付金に成否がかかってきた。ここでは、農林水産予算全体から水田活用の直接支払などの経営所得安定対策の交付金についてみておくことにする。団体主導の生産調整に転換した米の二〇一八年問題に、農林水産予算がどのように対応しているか、それは十分なのかどうかをみるためである。

### 3 二〇一八年度農林水産予算の特徴

米の生産調整・需給調整は、経営所得安定対策、とくに水田活用の直接支払など生産調整推進の交付金に成否がかかってきた。ここでは、農林水産予算全体から水田活用の直接支払などの経営所得安定対策の交付金についてみておくことにする。団体主導の生産調整に転換した米の二〇一八年問題に、農林水産予算がどのように対応しているか、それは十分なのかどうかをみるためである。

以上のように、主食用米の需給はやや緩む傾向にある。主食用米のうち、低価格帯の業務用米が不足しているが、業務用に仕向けられる中位価格帯の米が増えることが考えられる。上限一〇万トンとされているSBS輸入米の動きにも注意する必要がある。

大豆は、前年並み傾向が三府県（同四九％）、増加傾向が一県（同三一％）、減少傾向が三道県（同二〇％）である。麦、大豆とも、前年並みかやや増加傾向といえる。

表3 農地集積と農業農村整備関連事業の推移 (2016～2018年度)

単位：億円

	2016年度	2017年			2018年		
	当初予算	2016補正	2017当初	計	2017補正	2018当初	計
農地中間管理機構事業	81	15	155	170	-	112	112
機構集積支援事業	22	-	29	29	-	28	28
農業委員会農地利用最適化	73	-	123	123	-	133	133
農業農村整備事業関係予算	3085	1752	4021	5773	1452	4348	5800
農業農村整備事業	2962	1580	3084	4664	1370	3211	4581
農山漁村地域整備交付金	-	-	701	701	-	639	639
農地耕作条件改善事業(非公)	123	172	236	408	-	298	298
水路等長寿命化等事業(非公)	-	-	-	-	-	200	200
中山間所得向上支援(非公)	-	-	-	-	82	..	82

資料：農林水産省「農林水産予算の概要」各年度版により作成

注1) 農山漁村地域整備交付金は、農業農村整備分。

2) 中山間所得向上支援事業は、基盤整備分。

国債費を除いた国の一般歳出に占める農林水産予算の割合は、一八年度当初予算では三・一％である。この割合は、一九九〇年度六・〇％、二〇〇〇年度五・七％、一一年度四・五％と低下しつつ、一八年度当初予算でもその傾向を引き継いでいる。これは、国債費が膨らむなかで、防衛費は増額し、社会保障費等の福祉予算は抑制し、農林水産予算は減額するという予算編成の手法が踏襲されてきたためである。

第二に、全体としての減額がづくなかで、自公復帰政権(安倍政権)は、農業農村整備事業費など公共事業費を積み増してきたことである(図1)。

民主党政権は、農業者戸別所得補償を推進するため、その財源として農業農村整備事業費(公共事業)を大幅に削減した。農林水産関係の公共事業費は、二〇〇九年度当初予算の九九五・二億円から一二年度当初予算の四八九・六億円まで減額した(図1)。

自公復帰政権は、大幅に減額された農業農村整備事業費を取り戻すために、毎年度の補正予算・当初予算で農業農村整備関連事業費を増やし続けた(図1、表3)。安倍政権は、農地中間管理機構をつうじて担い手(大規模経営・農業法人経営・農業参入企業、集落営農、新規就農者)に農地利用を集積・集約化するため、担い手への農地集積率八割を政策目標としてかかげてい

表4 経営所得安定対策予算の推移 (2015~2018年度)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
水田活用の直接支払	2517	2770	2770	3078	3150	3304
うち産地交付金	539	804	804	806	1016	1057
畑作物の直接支払	2123	2093	2072	1948	1950	2065
米の直接支払	1613	806	760	723	714	-
米価変動補填交付金	84	200	-	-	-	-
収入減少影響緩和対策	724	751	802	753	746	746
米穀周年供給・需要拡大	-	-	50	50	50	50
農業再生協推進事業費	124	103	87	83	83	84
収入保険制度	-	-	-	-	5	260
計	7185	6723	6541	6635	6698	6509

資料：表3と同じ

- 注1) 2013年度は、2012年度の農業者戸別所得補償制度と同じ枠組み。  
 2) 米価変動補填交付金は、予算に計上された数値。  
 3) 2017年度の水田活用の直接支払は、補正予算で50億円増額された。

る。農業農村整備関連事業は、担い手への高い農地集積率を事業採択要件として実施されている。

第三の特徴は、自民党復帰政権の下で公共事業費の増額がづくなかで、経営所得安定対策費を含む食料安定供給関係費が減額されていることである(図1、表4)。

民主党政権の下で農業者戸別所得補償制度が実施され、二〇一〇年度当初予算では食料安定供給関係費が一兆一六二億円まで増額された。しかし、その後、とくに自民党復帰政権の下で、食料安定供給関係費は一七年度当初予算では一兆〇一七四億円、一八年度当初予算では九九二四億円にまで減額された。

一八年度農林水産予算の課題のひとつは、米の一八年問題への対応であった。そのなかで、水田活用や畑作物の直接支払関係費が増額されたとはいえ、米の直接支払は廃止され、米価の底支え機能は失われた(表4)。経営所得安定対策予算は減額され、食料安定供給関係費も全体として減額された。

#### 4 米の二〇一八年問題への対応と財政構造

##### 1 米の二〇一八年問題への対応

米の生産数量目標の都道府県別配分が廃止されることから、米の需給調整機能が弱まる。また、米の直接支払交付金の廃止によって、米価の底支え機能が失われる。

米の二〇一八年問題とは、米の生産調整・需給調整が弱まって、米価の下落がはじまりはしないかという懸念の問題であった。

この懸念を払拭するためには、飼料用米・稲WCSなどの作付け拡大を水田活用の直接支払などによって主食用米の計画生産を誘導し、一方で収入減少影響緩和対策や収入保険等によって一定の農業収入確保を図ることが必要であった。

このため、米の一八年度対策に向けて、一六年度、一七年度において配分された米の生産数量目標を飼料用米などの作付け拡大等によってさらに「深掘り」する取組みが行われていった。一七年度米の実生産数量が生産数量目標より下まわったのは、その「深掘り」の結果である(表1)。また、収入保険制度の導入に向けた調査・検討が実施されていた。

経営所得安定対策の一八年度予算で、水田活用と畑作物の直接支払予算が増額されたのは、このためである。

だが、生産数量目標の「深掘り」によって、経営所得安定対策のうち、水田活用の直接支払、とくに二毛作や耕畜連携の交付金単価は、農家手取りでは減額されている実態がある。

水田活用の直接支払交付金は、一六年度までは二毛作の交付金単価は一〇a当たり一・五万円、耕畜連携の交

付金単価は一・三万円の加算として積算されていた。一七年度からは、二毛作、耕畜連携の交付金は産地交付金の枠のなかに組み入れられた。産地交付金などは、実績など実態に応じて都道府県別に配分されるが、当初は総枠の八割分が配分され、残り二割分は最終の実績に応じて都道府県別に配分されることになった。そこで、「深掘り」によって交付金単価の高い飼料用米・稲WCSなどの作付けが拡大した県は、その飼料用米・稲WCSなどに優先的に配分していった。二毛作や耕畜連携は加算の交付金のため、配分枠の関係から積算単価を十分に確保できず、交付金単価を半額程度に引き下げざるをえなかった。たとえばC県の場合、一七年度は二毛作の交付金単価は一〇a当たり九〇〇〇円、耕畜連携は六〇〇〇円に引き下げられた。

そのため、水田活用の直接支払交付金、その内数である産地交付金は、一八年度は増額され、都道府県別の当初の配分は総枠の九割分とされた。しかし、飼料用米や稲WCSなどに優先的に配分され、産地交付金の枠内に位置づけられた二毛作や耕畜連携の交付金は、実態として単価を引き下げざるをえない。

経営所得対策の後退は、米の直接支払の廃止だけでなく、財源が不十分なことから、二毛作や耕畜連携の交付金単価の引き下げといったかたちでも進行している。



## (2) 食糧管理の財政構造

農林水産予算のもうひとつの特徴は、生産者の抛出をともなう収入減少影響緩和対策などの経営所得安定対策、農業共済事業や、米麦の管理などが、食料安定供給特別会計（食料安定特会）の各勘定をつうじて運営されていることである。収入減少影響緩和対策など経営所得安定対策は食料安定特会のなかの経営安定勘定、農業共済は同特会の農業共済勘定、米麦の管理は同特会の食糧管理勘定をつうじて運営されている。創設される収入保険制度も、食料安定特会のなかの個別の勘定をつうじて運営されることになる。

肉用牛肥育経営特別安定対策（新マルキン）や養豚経営安定対策なども、農畜産振興機構や各県畜産協会等に設置された「基金」の特別会計をつうじて運営されている。

特別会計をつうじた事業運営は、農林水産予算（財政構造）の第四の特徴であるといえる。

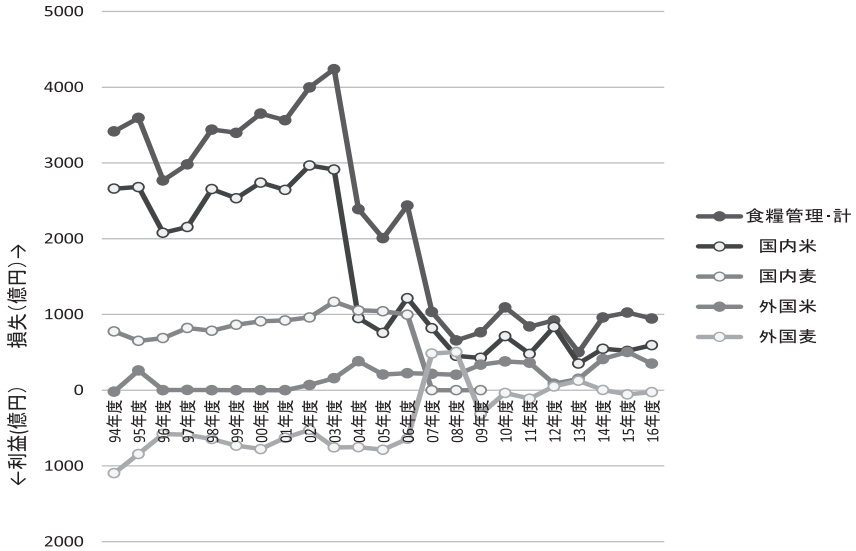
ウルグァイ・ラウンド農業合意（WTO農業協定）によつて米のミニマムアクセス輸入（MA米輸入）、麦のカレントアクセス輸入等を受け入れたことを機に、一九九五年、食糧管理法（食管法）を廃止し、食糧法（主要食糧の需給および価格安定に関する法律）が制定された。食糧法は、国の役割を備蓄と貿易に限定した。

国内米と外国産輸入米麦の管理は、現在、食料安定特会の食糧管理勘定をつうじて運営されている。

食管法の食糧管理特別会計（食管特会）には、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧（外国米麦）勘定という主要三勘定があった。国内米勘定の損失と輸入食糧勘定の利益（主として外国麦の売買益）とは、一九七〇年代前半の世界食糧危機（穀物等国際価格の高騰）の時期を除くと、ほぼ同額であり、内外麦の損失と利益が相殺しあっていた（内外表コストプール方式）。そのため、国内米勘定の損失がイコール食管特会の損失になる構造であった。一九六〇年代末からの米の過剰問題は、食管財政問題となったのである。

現在の食料安定特会の食糧管理勘定は、二〇〇〇年代前半までは食管特会の時代とほぼ同じような構造をもっていた。外国麦（輸入麦）の売買益によつて国内麦の損失を埋めてきたが、麦作経営安定対策や経営所得安定対策の実施によつて膨らんだ国内麦の管理経費を外国麦の売買益では埋めることができず、二〇〇七〜〇八年、二〇一〇〜一二年の穀物等国際価格の高騰と高止まりによつて外国麦勘定に損失がでていくことになった。二〇〇〇年代半ばすぎから国内麦の管理を食糧管理勘定から外していった。国内米勘定は、二〇〇四年度からの米政策改革によつて損失額が大幅に圧縮されるが、外国米（M

図2 食糧管理勘定の損益の推移（1994～2016年度）



資料：農林水産省「麦の参考統計表」2018年3月、等により作成

A輸入米)の管理勘定は恒常的に損失を計上せざるをえないのである(図2)。

MA輸入米は、主として加工用、援助用に処理されてきたが、売れ残ることによって二〇〇六米穀年度末には在庫量が一八九万トンにまで膨らんだ。売れ残り在庫処理のために、二〇〇六年度から飼料用への売却を開始し、一五年度には飼料用への売却が六五万トンにのぼっている。

MA米の輸入単価は平均一トン七万円であるが、飼料用への売渡し単価は三万円である(輸入トウモロコシに準じた価格)。飼料用への売却は、一トン当たり四万円の売買損を出すことになる。在庫管理経費(金利・倉敷料等)は年平均一トン一万円かかるため、過剰在庫は処理せざるをえないのである。

外国米(輸入米)の管理勘定は、決算ベースで一五年度五〇五億円、一六年度三五・一億円の損失である。在庫は、年度末の棚卸資産として簿価(帳簿上の買入価格)で評価されているから、会計上はその程度の損失にとどまっているとみなければならぬ。

米の生産調整・需給調整の「深掘り」等によって、飼料用米の作付面積が拡大している。しかし、この飼料用米は、政府保有の備蓄米・MA米の飼料用売却と競合することになる(表5)。政府保有の備蓄米・MA米の飼

表 5 飼料用米の供給・需要 (2012~2016年度)

単位：万トン

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	利用可能量
飼料用米	生産量	18	11	18	44	51	
	畜産農家へ供給	9	5	8	14	14	
	飼料会社へ供給	9	6	10	32	37	
政府所有米穀	飼料会社等へ供給	38	49	85	98	91	
	畜産農家へ供給	-	-	-	2	2	
	飼料会社へ供給	38	49	85	96	89	
備蓄米	飼料会社等へ供給	2	13	38	25	21	
	MA米	36	36	47	73	70	
飼料会社	米引受総量	47	55	95	128	119	
	米使用量	47	55	95	122	119	445
(用途)	採卵鶏	16	17	34	39	36	125
	ブロイラー	16	17	31	36	38	192
	養豚	10	12	25	34	34	85
	乳牛	3	3	6	8	7	30
	肉牛	2	2	4	4	4	13

資料：農林水産省「米をめぐる参考資料」各年版、および「米に関するマンスリーレポート」2017年11月号（資料編）、により作成

注1）利用可能量は、家畜の生理および販売畜産品に影響を与えることなく給与可能と見込まれる水準。配合可能割合は、採卵鶏20%、ブロイラー50%、養豚15%、乳牛10%、肉牛3%。

料用売却単価は一トン三万円であり、この売却単価が飼料用米の単価の基準になっている。

米の生産調整による飼料用米の流通は、水田農家と畜産農家との耕畜連携に道を見出さなければならぬ。しかし、耕畜連携の交付金単価は、前述のように引下げ傾向にある。

政府は、米の過剰とMA米輸入という国際的約束を財政支出によって処理している。この財政支出は、特別会計の手法によって陰に隠され表面化していない。食糧管理の損失が膨らみ累積してくると、経営所得安定対策の全体に影響をおよぼすことになりかねない。

飼料用米などの作付け拡大によって主食用米の需給調整を図る。一方で備蓄米とMA輸入米の一部も飼料用に仕向けて処理する。これらを財政支出によって支えていく。こうした手法は、財政支出の累積によって徐々に綻びがでてこざるをえない。

そのため、MA輸入米のうち枠いっぱいまでSBS輸入として全体の売買損を抑えること、前述したように二毛作と耕畜連携の交付金を実質減額とすること等が行われている。収入保険制度も、平均実収入の九〇%を基準収入として、その基準収入の九〇%を補てん水準とすること（平均実収入の八一%が補てん水準）が行われているのである。

## 森林総合研究成果報告

# スギ材に含まれる放射性セシウム濃度を葉から推定する

国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林総合研究所 立地環境研究領域

長倉 淳子

### はじめに

二〇一一年三月に起きた東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、事故）により環境中に放射性物質が放出された。人への影響が最も懸念されているのは放射性セシウム（セシウム134とセシウム137）であり、現在も周辺の森林における林業や木材利用に影響を与えている。福島原発のある福島県は面積の約七割が森林で、そのうちスギ人工林の面積が最も広い。スギは日本を代表する主要な造林樹種であり、国内の人工林面積の四割以上がスギ林である。そのため、スギの放射能汚染への関心が高い。

事故直後、森林に飛来した放射性セシウムの多くは樹木の葉、枝、樹皮や落葉層に蓄積した。スギは主に木材として利用される。その際、枝葉を切り落とし樹皮を剥ぐため放射性物質はほとんど取り除かれる。それでもス

ギ材から放射性セシウムが検出されることがある。木材に含まれる放射性セシウム濃度は人体にほとんど影響のないレベルだといわれているが、木材を利用する前に木材中の放射性セシウム濃度を調べて安全性を確認する必要がある。木材の分析用サンプルを採るには材を傷つけたり伐採したりしなければならぬが、もし葉のセシウム濃度から材の放射性セシウム濃度が分かれば、立木から少量の葉を採取するより簡便な方法で推定ができる。そこで、スギを対象として、葉の分析により、材の放射性セシウム濃度を推定できないか調べた。ここではその結果について紹介する。

### スギ材の放射性セシウム濃度

事故後の調査により、スギ材の放射性セシウム濃度が周囲の放射性物質の沈着量や空間線量率を反映していることが分かってきた。スギ木材中の放射性セシウム濃度



写真 試料を採取したスギ林分 (大玉)

は二〇一一年から二〇一六年まで大きく変化していないが、スギ材では辺材(外側)から心材(中心部)に向けて放射性セシウムが移動することが様々な研究から示唆されている。

事故からおよそ七年が経過した現在では、森林において放射性セシウムの多くは土壌の表層部分に多く蓄積している。土壌の表層には樹木の細根が多く分布するため、今後、細根を経由して樹体に放射性セシウムが吸収される可能性がある。

### 放射性セシウム と安定同位体セ シウム

樹木は根だけでなく葉や樹皮からも養分などの無機物質を吸収する。事故当時、樹木は葉や樹皮からも放射性セシウムを吸収したといわれている。そのため、現在の樹体の放射性セシウム濃度

は、根からの吸収のほかに、葉や樹皮からの吸収の影響も受けている。一方、自然界にはもともと、放射性セシウムと環境中での動きが似ているものの放射性を持たない安定同位体のセシウム(セシウム133)が存在している。樹木は事故前から土壌中のセシウム133を吸収し、樹体内に蓄えてきた。

そのため、樹体のセシウム133の分布は、根から吸収される放射性セシウムが今後、樹体内でどのように分布するかを知る上で貴重な手がかりになる。

### 根から材へのセシウムの取り込みを葉の セシウム含有量から推定する

そこで、福島県の四つのスギ林(川内、上川内、大玉、只見)で、それぞれサイズの異なる三本のスギを選んで葉と材を採取し、セシウム133含有量を測った。その結果、スギは旧葉(古い葉)より当年葉(新しい葉)に、辺材より心材に、小さい個体より大きい個体に、セシウム133の含有量が多い傾向があることが分かった(図1)。この結果は、スギは心材にセシウムを蓄積する性質があり、成長の旺盛な個体ほど蓄積しやすいことを示している。旧葉のセシウム133含有量と心材および辺材のセシウム133含有量との間には比例関係が見られる(図2)。また、放射性のセシウム137についても、

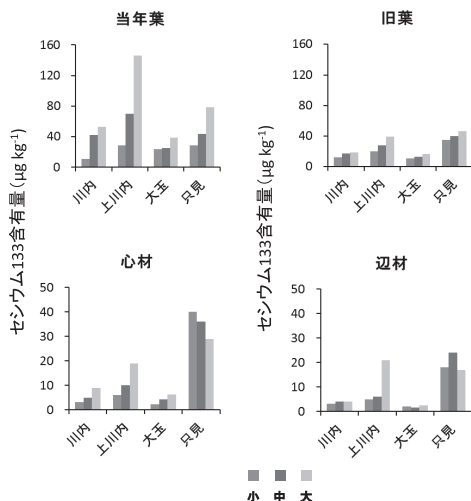
旧葉のセシウム133濃度と辺材のセシウム133濃度、当年葉のセシウム133濃度と心材および辺材のセシウム133濃度に比例関係がみられた(図3)。これらの結果は、葉のセシウム133含有量を測ることにより、木材への放射性セシウムの蓄積しやすさを推定できる可能性があることを示している。ただし、今回の研究では測定数が少ないことから今後データを積み上げていくことが必要である。

参考資料

長倉淳子 他(二〇一六) 放射性セシウム沈着量の異なる林分から採取したスギの葉と材のセシウム、ルビジウム、カリウム含有量。森林立地、五八・五一―五九。

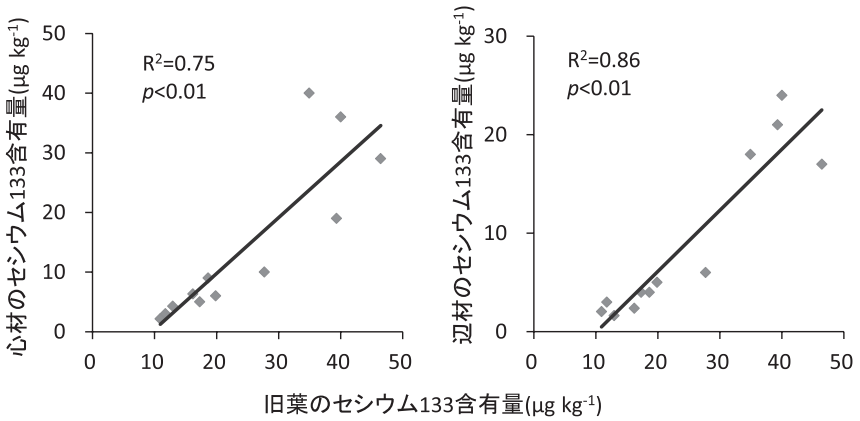
林野庁(二〇一七)(別添) 平成二八年度森林内の放射性物質の分布状況調査結果に [http://www.rinya.maff.go.jp/j/kahatu/jyosen/attach/pdf/H28\\_jitaihaaku\\_kekka-1.pdf](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kahatu/jyosen/attach/pdf/H28_jitaihaaku_kekka-1.pdf)

図1 葉と材のセシウム133含有量



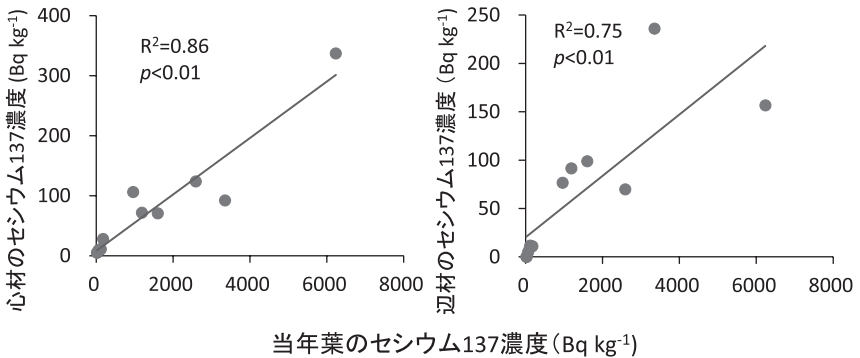
福島県の4つの林分(川内、上川内、大玉、只見)から伐倒されたスギ(小・中・大)の葉と材のセシウム133含有量を測った。セシウム133含有量は、例外はあるものの、当年葉>旧葉、心材>辺材、小さい個体<大きい個体、という傾向だった。

図2 旧葉と材のセシウム133含有量との関係



旧葉のセシウム133含有量と心材および辺材のセシウム133含有量には比例関係がみられた

図3 当年葉と材の放射性セシウム（セシウム137）濃度との関係



当年葉のセシウム137含有量と心材および辺材のセシウム137含有量には比例関係がみられた。

## 編集後記

「日本の安倍首相らは『こんなに長い間、米国をうまくだませたなんて信じられない』とほくそ笑んでいる。

そんな日々はもう終わりだ」。これは、鉄鋼・アルミニウム製品の輸入制限措置を決めたトランプ米大統領が三月下旬に述べたことだ。安倍首相を「いいやつで私の友人」と持ち上げながら、特別扱いはしない、との姿勢を示した。安倍首相はトランプ大統領との関係について「個人的な信頼関係の下、様々な課題に、共に、立ち向かってまいります」と誇らしげに表明してきたが、残念ながら首相の片思いだったようだ。

ところで、トランプ大統領が鉄鋼・アルミニウムに関税を課すことにした理由は「国家安全保障上の脅威になる」とことだという。そのため、米国を防衛するためには自国に「偉大な鉄鋼メーカー、偉大なアルミニウムメーカーが必要」で、それらを作れなくなったら国として成り立たないとしながら、カナダやブラジル、韓国など鉄鋼製品を多く輸入している国々は閉め出さずに、結果として中国をねらい撃ちにしたと言われている。つまり、安全保障を理由にすることで、対象を中国にしぼり込むことができるとのことだ。

中国は早速、米国からの大豆や航空機などの輸入品に

対し関税総額三〇億<sup>ドル</sup>にのぼる報復措置で対抗することを表明し、これに対し、今度は米国が通商法三〇一条を発動し、知的財産の侵害に対しさらに関税引上げを発動する姿勢を示している。

さて、わが国も安全保障は米国と一体なのだから、当然輸入制限の除外国になるはずなのにそうはならなかった。先月一七〜一八日にもたれた日米首脳会談では、三回目となるゴルフ会談まで組まれたのに、期待はむなしく輸入制限の対象から日本を外されなかった。それどころか、対日貿易赤字の削減を優先課題として日米二国間協議の進展が見えるまでは「除外しない」との認識だそう。

こうした状況の下、牛肉をはじめとする米国産農産物の市場開放要求が一層高まるのでは、との懸念の声が大きい。日米間の「新たな貿易協議」は六月にも閣僚級の初会合がもたれるとの観測が出ており、自公両党は、米国が求める二国間の貿易協定締結につながらないよう、また、TPP以上の譲歩をしないようにと政府に強く求めている。しかし、一月に中間選挙を控える米国内からは、日本に対し、大幅な市場開放を迫る声が増す可能性がある。さらに心配なのは、情報隠しが得意な安倍政権ゆえに、日米首脳会談でなんらかの取引をしたのに、それを隠していることである。

(花村)